

第100回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時 平成28年6月24日(金曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

場所 大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号
当社本社 2号館3階会議室

決議事項 **第1号議案** 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 取締役に対する
新たな報酬制度導入の件

目次

● 招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	5
[添付書類]	
● 事業報告	21
● 連結計算書類	50
● 計算書類	52
● 監査報告書	54
● ご参考	57

株主各位

(証券コード 6383)
平成28年6月6日

DAIFUKU
株式会社ダイフク

大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号
代表取締役社長 北條 正樹

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

この度の平成28年熊本地震による被災地の皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って平成28年6月23日(木曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

① 日 時 平成28年6月24日(金曜日) 午前10時

② 場 所 大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号
当社本社 2号館3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

**③ 株主総会の
目的事項** **報告事項** 1. 第100期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告、
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
2. 第100期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書
類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 取締役に対する新たな報酬制度導入の件

議決権行使等についてのご案内



当日ご出席の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁から4頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成28年6月23日(木曜日)午後5時までにご行使してください。

※書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表」および「計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表」につきましては、当社ホームページ(<http://www.daifuku.com/jp/ir/stock/shareholders/>)に掲載しておりますので、法令および定款第16条の定めに基づき、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。

以上

※株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.daifuku.com/jp/>)に掲載させていただきます。

》 インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の議決権行使専用サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

<http://www.web54.net>

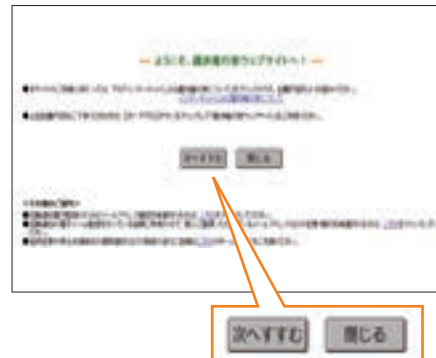
携帯電話またはスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。



ご 注 意 事 項

- インターネットと議決権行使書面により議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- インターネットによる議決権行使を重複して行われた場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

【 議決権行使サイトへアクセス 】

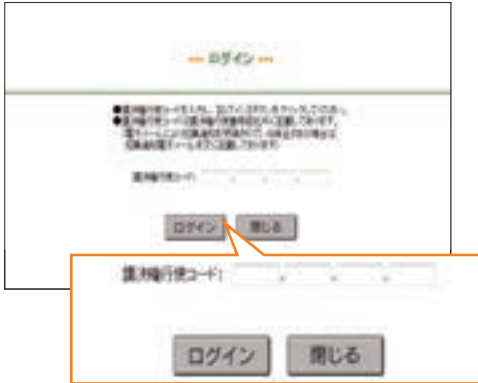


- 1 「次へすすむ」をクリック

○パスワードの取り扱いについて

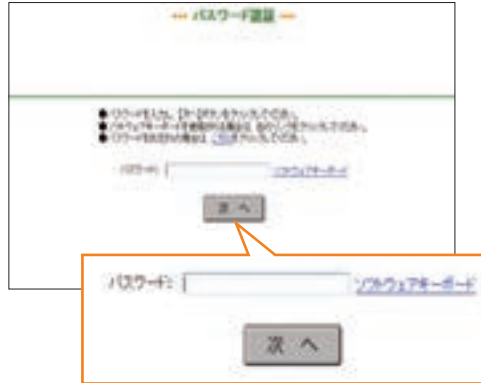
- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いください。
- (2) 株主様以外の方による不正利用や議決権行使内容の改ざん等を防止するため、議決権行使書用紙に記載のパスワードにつきましては、議決権行使専用サイトにアクセスいただき、新しいパスワードに変更登録をしていただきますようお願い申し上げます。
- (3) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワード（株主様ご本人で変更登録いただくパスワードを含む）は、本株主総会に関してのみ有効です（次回の株主総会の際には、新たに発行いたします）。
- (4) お電話によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねます。

[ログインする]



- 2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し「**ログイン**」をクリック。

[パスワードの入力]



- 3 お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し「**次へ**」をクリック。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

ご利用いただくために必要なシステム環境等について

議決権行使専用サイトをご利用いただくために、次のシステム環境が必要です。

[パソコンを用いて議決権を行使される場合]

- 画面の解像度が「横800×縦600ドット(SVGA)」以上であること。
- 次のソフトウェアをインストールしていること。
 - Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP 2 以降
 - Adobe® Acrobat® Reader™ Ver.4.0 以降 又は Adobe® Reader® Ver.6.0 以降(画面上で株主総会参考書類や事業報告をご覧になる場合のみ。)

[携帯電話を用いて議決権を行使される場合]

- 128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。
なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけません場合があります。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ **0120-652-031** 受付時間 午前9時～午後9時

[機関投資家の皆様へ]

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

議案および参考事項

第1号議案

取締役10名選任の件

本総会の終結のときをもって、取締役10名全員が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者選定の方針およびプロセスは、株主からの受託者責任者を担う者として、人格・見識を考慮し、その職責と責任を全うできる適任者を諮問委員会に諮り、取締役会が候補者として指名します。

取締役候補者は次のとおりであります。社内取締役8名は担当分野での豊富な経験を生かし、業績に寄与しています。社外取締役2名は社内では得られない法律、会計の知見を基に、経営の透明性向上、ステークホルダーの利益擁護に貢献しています。

候補者番号	氏名	再任	現在の当社における地位・主な担当	取締役会出席率 (出席回数)
1	北條正樹	再任	代表取締役社長 社長執行役員 経営全般	100% (18回/18回)
2	田中章夫	再任	代表取締役副社長 副社長執行役員 事業統轄	100% (18回/18回)
3	猪原幹夫	再任	代表取締役副社長 副社長執行役員 管理統轄	100% (18回/18回)
4	本田修一	再任	取締役 専務執行役員 経営企画本部長 ATec事業部門長	100% (18回/18回)
5	岩本英規	再任	取締役 常務執行役員 AFA事業部門長	100% (18回/18回)
6	中島祥行	再任	取締役 常務執行役員 大福(中国)有限公司 董事長	100% (13回/13回)
7	佐藤誠治	再任	取締役 常務執行役員 eFA事業部門長	100% (13回/13回)
8	下代博	再任	取締役 常務執行役員 FA&DA事業部門長	100% (13回/13回)
9	柏木昇	再任	社外取締役	100% (18回/18回)
10	小澤義昭	再任	社外取締役	94% (17回/18回)

(注) 当期間における取締役会は、定例取締役会12回、臨時取締役会6回で合計18回開催しております。なお、中島祥行氏、佐藤誠治氏、下代博氏の3氏については、平成27年6月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

1

ほうじょう まさき
北條 正樹

(昭和23年10月2日生)

所有する当社株式の数
99,100株



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和46年4月 入社
 平成10年6月 取締役
 平成12年4月 Daifuku America Corporation 取締役社長
 平成16年4月 代表取締役専務、管理統轄、海外統轄、Daifuku Canada Inc. 取締役社長
 平成18年4月 代表取締役副社長
 平成19年4月 AFA事業統轄、AFA事業部長
 平成19年12月 Jervis B. Webb Company 会長
 平成20年4月 代表取締役社長、Webb事業統轄
 平成23年1月 Daifuku Webb Holding Company 会長
 平成24年4月 代表取締役社長 社長執行役員(現任)、生産統轄、サービス統轄
 平成26年4月 北米地域統括

〔取締役候補者とした理由〕

北條正樹氏は、当社および海外グループ会社で経営者として長年にわたる豊富な経験と実績を有しており、事業成長と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図ると共に、グループ全体の経営における意思決定に重要な役割を果たしており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き候補者いたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2

た な か あ き お
田中 章夫

(昭和26年1月19日生)

所有する当社株式の数
21,700株



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和48年4月 入社
平成16年7月 取締役待遇理事
平成18年6月 取締役、FA&DA事業部営業本部長
平成22年4月 常務取締役、FA&DA事業部長
平成23年6月 執行役員制度導入に伴い、取締役 常務執行役員
平成24年4月 取締役 専務執行役員、FA&DA事業統轄
平成25年4月 代表取締役専務 専務執行役員
平成26年4月 代表取締役副社長 副社長執行役員(現任)、事業統轄(現任)、アジア地域統括

〔取締役候補者とした理由〕

田中章夫氏は、主力の一般製造業・流通業向けのシステムで、豊富な経営経験と実績を有しております。COO(最高事業責任者)としてグループ全体の事業を統轄しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き候補者といたしました。

(注)候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数
47,500株

3 いのほら みぎお 猪原 幹夫 (昭和25年5月5日生)



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和44年 4月 入社
 平成16年 7月 取締役待遇理事
 平成17年 6月 取締役、本社部門長
 平成20年 4月 経理本部長
 平成21年 4月 常務取締役
 平成22年 4月 財務統轄
 平成23年 6月 執行役員制度導入に伴い、取締役 常務執行役員
 平成24年 4月 代表取締役専務 専務執行役員、本社部門統轄
 平成25年 4月 管理統轄(現任)
 平成26年 4月 代表取締役副社長 副社長執行役員(現任)、国内子会社統括

[取締役候補者とした理由]

猪原幹夫氏は経理・財務分野で相当程度の知見を有しております。豊富な経営経験と実績を生かし、グループ全体のCFO(最高財務責任者)兼CRO(最高リスク管理責任者)を務めており、取締役として適任であると判断し、引き続き候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4

ほんだ しゅういち
本田 修一

(昭和32年1月8日生)

所有する当社株式の数
6,700株



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 4月 株式会社第一勧業銀行入行
平成18年 3月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員業務管理部長、コーポレートバンキングユニット統括役員付コーポレートオフィサー、ヒューマンリソースマネジメント部審議役
平成23年 6月 同社常務取締役企画グループ統括役員、リスク管理グループ統括役員、事務グループ統括役員
平成24年 4月 当社入社 顧問
平成25年 6月 取締役 常務執行役員、本社部門長、CSR本部長、BCP推進本部長
平成26年 4月 取締役 専務執行役員(現任)、グローバル戦略企画室長
平成27年 4月 経営企画本部長(現任)、ABH事業部門長
平成28年 4月 ATec事業部門長(現任)

[取締役候補者とした理由]

本田修一氏は、メガバンクの経営にも携わった国際的で幅広い経験と実績を基に、経営戦略構築、ATec(空港向けシステム)事業を担当しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き候補者いたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

5 いわもと ひでのり 岩本 英規 (昭和30年10月15日生)

所有する当社株式の数
12,300株



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 4月 入社
 平成19年 4月 Daifuku Canada Inc. 社長
 平成21年 4月 AFA事業部営業本部長
 平成22年 6月 取締役
 平成23年 6月 執行役員制度導入に伴い、常務執行役員
 平成26年 6月 取締役 常務執行役員(現任)、AFA事業部門長(現任)
 平成27年 4月 AFA事業部長(現任)、AFA事業部プラント営業本部長

[取締役候補者とした理由]

岩本英規氏は、当社および海外グループ会社で自動車工場向けシステムに関する豊富な経営経験と実績を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き候補者いたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

6 なかしま よしゆき 中島 祥行 (昭和30年9月16日生)

所有する当社株式の数
12,300株



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年 4月 入社	平成25年 4月 大福(中国)有限公司 董事長(現任)
平成20年 7月 取締役待遇理事	平成27年 6月 取締役 常務執行役員(現任)
平成22年 6月 取締役、CSR本部長	
平成23年 6月 執行役員制度導入に伴い、 常務執行役員	■重要な兼職の状況
平成24年 4月 BCP推進本部長	大福(中国)有限公司 董事長

[取締役候補者とした理由]

中島祥行氏は、人事・総務分野で幅広い経験と実績を有しております。また、日本・北米に次ぐ市場である中国現地法人のトップを務めており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き候補者いたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

7 佐藤 誠治

(昭和35年1月15日生)

所有する当社株式の数
23,500株



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月 入社
平成20年 4月 eFA事業部半導体本部長(現任)
平成22年 6月 取締役
平成23年 6月 執行役員制度導入に伴い、常務執行役員
平成27年 4月 eFA事業部門長(現任)、eFA事業部長(現任)
平成27年 6月 取締役 常務執行役員(現任)

[取締役候補者とした理由]

佐藤誠治氏は、国内外を問わず、半導体工場・液晶工場向けシステムに関する豊富な経営経験と実績を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

8 下代 博

(昭和33年6月13日生)

所有する当社株式の数
3,099株



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月 入社
平成24年 4月 執行役員、FA&DA事業部営業本部長
平成26年 4月 常務執行役員、FA&DA事業部門長(現任)
平成27年 4月 FA&DA事業部長(現任)
平成27年 6月 取締役 常務執行役員(現任)
平成28年 4月 FA&DA事業部グローバル本部長(現任)

[取締役候補者とした理由]

下代博氏は、主力の一般製造業・流通業向けシステムで、国内外ともに豊富な経験と実績を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

9

かしわぎ のぼる
柏木 昇

(昭和17年2月3日生)

社外取締役

独立役員

所有する当社株式の数

一株



再任

社外取締役在任年数
4年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 昭和40年 4月 三菱商事株式会社入社
 昭和59年 1月 米国三菱商事ニューヨーク本店法務審査部長
 昭和63年 1月 三菱商事株式会社本社法務部部長代行
 平成5年 8月 東京大学法学部比較法政国際センター教授
 平成15年 4月 中央大学法学部教授
 平成15年 6月 東京大学名誉教授(現任)
 平成16年 4月 中央大学法科大学院(法務研究科)教授
 平成23年 6月 公益財団法人民事紛争処理研究基金理事長(現任)
 平成24年 6月 当社社外取締役(現任)
 平成27年 8月 新国立競技場整備計画経緯検証委員会委員長

■重要な兼職の状況

公益財団法人民事紛争処理研究基金理事長

〔社外取締役候補者とした理由〕

柏木昇氏は、商社での海外勤務や大学教授等の経験を有し、企業法務や国際取引法に精通されており、豊富な経験と幅広い見識から社外取締役としての任務を全うできる人物であり、専門的見地からの助言・提言をいただくとともに、経営の透明性確保と経営への監督機能を高めるため、引き続き社外取締役としてのご就任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社の定める独立性判断基準(16ページ)を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏が原案通り再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

- (注) 1 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2 同氏は現在、当社の社外取締役であり、同氏との間で、当社定款第27条の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。

10 小澤 義昭

(昭和29年5月31日生)

社外取締役

独立役員

所有する当社株式の数

— 株



再任

社外取締役在任年数
2年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年 7月 プライスウォーターハウス会計事務所大阪事務所入所
 昭和54年 10月 監査法人中央会計事務所大阪事務所入所
 昭和57年 8月 公認会計士登録
 昭和60年 10月 クーパーズ・アンド・ライブランド ニューヨーク事務所出向
 平成 2年 7月 米国公認会計士登録
 平成 7年 7月 中央新光監査法人代表社員
 平成17年 7月 プライスウォーターハウスクーパーズ ニューヨーク事務所出向(日系企業全米統括パートナー)
 平成19年 7月 あらた監査法人入所(現 PwCあらた監査法人)
 平成20年 1月 同監査法人代表社員
 平成21年 4月 関西大学会計専門職大学院特任教授
 平成24年 4月 桃山学院大学経営学部教授(現任)
 平成24年 9月 あらた監査法人退所(現 PwCあらた監査法人)
 平成26年 6月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

桃山学院大学経営学部教授

【社外取締役候補者とした理由】

小澤義昭氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有し、延べ約6年間の海外駐在も経験されています。また、経営分析を専攻とする大学教授として、「財務諸表分析における企業不正の徴候」を研究テーマにされています。豊富な経験と幅広い見識から社外取締役としての任務を全うできる人物であり、グローバル化を進める当社グループにあって、専門的見地からの助言・提言をいただくとともに経営の透明性確保と経営への監督機能を高めるため、引き続き社外取締役としてのご就任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏は当社の会計監査人であるあらた監査法人(現 PwCあらた監査法人)の代表社員でありましたが、平成24年9月に同監査法人を退所され、その後、当社とは一切取引がありません。従って、当社の定める独立性判断基準(16ページ)を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏が原案通り再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

(注) 1 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2 同氏は現在、当社の社外取締役であり、同氏との間で、当社定款第27条の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結のときをもって、監査役 黒坂達二郎氏ならびに内田晴康氏が任期満了となりますので、あらためて監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者選定の方針およびプロセスは、株主からの受託者責任者を担う者として、その職責と責任を全うできる適任者を諮問委員会に諮り、監査役会の同意を得た上で取締役会が候補者として指名します。

また、監査役には財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任します。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会および監査役会出席回数
1	黒坂 達二郎 再任	常勤監査役	取締役会 100% (18回/18回) 監査役会 100% (7回/7回)
2	相原 亮介 新任 社外監査役 独立役員	—	—

(注) 当期間における取締役会は、定例取締役会12回、臨時取締役会6回で合計18回、監査役会は7回開催しております。

1 黒坂 達二郎 (昭和30年3月9日生)

所有する当社株式の数
12,300株



再任

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和53年 4月 入社
平成17年 4月 FA&DA事業部営業本部物流システム部第1グループ長
平成24年 4月 社長付上席参事
平成24年 6月 監査役(現任)

【監査役候補者とした理由】

黒坂達二郎氏は、主力の一般製造業・流通業向けシステムの営業部門での豊富な知識と経験を有しております。業務に精通しており、監査機能を高めるための助言・提言をいただける監査役としての極めて重要な人物であり、当社監査役として適任であると判断し、引き続き候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2

あい はら りょうすけ
相原 亮介

(昭和27年3月15日生)

社外監査役

独立役員

所有する当社株式の数

— 株



新任

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和52年4月 弁護士登録 第二東京弁護士会所属(現任)
森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所

昭和57年1月 同所パートナー

平成16年4月 東京大学法科大学院教授

平成19年4月 東京大学法科大学院非常勤講師

平成27年6月 日本出版販売株式会社社外監査役(現任)

平成28年3月 森・濱田松本法律事務所退所

平成28年4月 相原法律事務所代表(現任)

■重要な兼職の状況

相原法律事務所弁護士
日本出版販売株式会社社外監査役

【社外監査役候補者とした理由】

相原亮介氏は、当社にとって重要な経営課題であるコーポレートガバナンスやコンプライアンスを長年専門とされてきた弁護士です。経営全般にわたり、弁護士としての専門的見地から経営の適法性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言をいただくため、監査役としてのご就任をお願いするものであります。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

また、同氏及び同氏が所属する相原法律事務所と当社の間には現在一切の取引関係はありません。なお、同氏が本年3月まで所属していた森・濱田松本法律事務所と当社は委任契約関係があるものの、同氏が当社の委任案件に関与したことは一切なく、当社と同事務所の間における取引額は、同事務所の年間収入および当社連結売上高のいずれにおいても1%未満と僅少となっております。

以上のとおり、同氏は、当社が定めた独立性判断基準(16ページ)を満たしており、当社としては独立性が十分確保されているものと判断しております。同氏が原案どおりに選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

(注) 1 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2 同氏が原案どおり社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で当社定款第35条の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。

【ご参考】 社外取締役および社外監査役の独立性判断基準

当社は下記第1条から第5条のいずれにも該当しないことを社外取締役および社外監査役の独立性判断基準とする。

第1条

最近3年間に於いて、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当社の主要な取引先となる企業等、または当社を主要な取引先とする企業等(※1)の役員および従業員
- (2) 当社もしくはその子会社と顧問契約を結ぶ法律事務所の弁護士であって、当社の法律事務を実際に担当していた者、または当社もしくは子会社の会計監査人もしくは会計参与であった公認会計士(もしくは税理士)もしくは監査法人(もしくは税理士法人)の社員、パートナーもしくは従業員であって、当社の監査業務を実際に担当していた者
- (3) 上記第(2)項に該当しない弁護士、公認会計士、または税理士であって、当社から役員報酬以外に多額(※2)の金銭その他の財産を直接に受け取り、専門的サービス等を提供する者
- (4) 当社の主要株主(※3)である企業等の役員および従業員

第2条

当社の子会社において現に業務を執行する役員および従業員である者、またはその就任前10年間に於いて同様である者

第3条

当社から一定額(※4)を超える寄付または助成を受けている組織(公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等)の業務執行に当たる理事その他の業務執行者

第4条

上記第1条から第3条のいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族に当たる者

第5条

上記第1条から第4条で定めるところに該当しない者であっても、当社との関係で実質的な利益相反のおそれがあると認められる者

(注)

※1：当社が直近事業年度における当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた取引先、または取引先のうち直近事業年度における当該取引先の年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社より受けているものこと

※2：過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上のこと

※3：議決権所有割合10%以上の株主のこと

※4：過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額のこと

第3号議案

取締役に対する新たな報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「月例報酬」及び「賞与」により構成されており、職責と成果を反映し、会社業績との連動性を確保した上で決定されております。今般、役員報酬制度の見直しを行い、新たに取締役及び執行役員(社外取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます。)に対する業績連動型の株式報酬制度である「株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入いたします。

本制度の導入により、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることができるものと考えております。本議案は、平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬等(年額700百万円以内。ただし使用人分給与は含みません。)(以下、「既存報酬枠」といいます。)の内枠で、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するためのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度の導入は、以上のような目的によるものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第1号議案取締役10名選任の件が本総会にて承認可決された場合、本制度の対象となる取締役の員数は社外取締役2名を除く8名となります。

2. 本制度における報酬等の内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規定に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役及び執行役員(ただし、社外取締役を除きます。また、監査役は、本制度の対象外とします。)

(3) 信託期間

平成28年8月(予定)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規定の廃止等により終了します。)

(4) 当社が本信託に拠出する金額及び本信託が取得する株式数

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記(6)及び(7)に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、当社は上記(3)の信託期間の開始時に、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、「当初対象期間」といいます。)のための上記必要資金を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に付与するポイントの上限数は、下記(6)のとおり、3事業年度当たり合計140,000ポイント(うち取締役分として80,000ポイント)であるため、本信託設定時には、直近の東京証券取引所における当社普通株式の終値を考慮して、140,000株(うち取締役分として80,000株)を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、平成28年5月11日の終値1,981円を適用した場合、上記の必要資金は約278百万円となります。

なお、当初対象期間経過後は、本制度が終了するまでの間、当社は、本信託設定時と同様の方法で、下記(6)及び(7)に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認められる資金を本信託に追加拠出することとします。

(5) 当社株式の取得方法と上限

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、株式市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施します。なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、140,000株(うち取締役分として80,000株)を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法とその上限

取締役等には、各事業年度における役位及び会社の業績達成度等に応じて、加えて当社が定めた中期経営計画の最終事業年度には、中期経営計画における経営目標値の達成状況に応じて、諮問委員会で審議し当社取締役会にてポイントが付与されます。(当社は、経営陣候補者の指名・選任や報酬などに関して審議する「諮問委員会」を設置しています。諮問委員会は、社外取締役と代表取締役から構成され、議長は社外取締役が務めます。)

また、取締役等に付与される3事業年度当たりのポイント数の合計は、140,000ポイント(うち取締役分として80,000ポイント)(当社普通株式140,000株相当うち取締役分として80,000株相当)を上限とします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。)

(7) 当社株式等の給付時期及び既存報酬枠との関係

取締役等は、役員株式給付規定に定める受益者要件を満たした場合、退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(6)で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規定に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付することとします。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

本制度に基づき、取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規定の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した金額とします。これらの金額につき、既存報酬等の枠内に収めるものとします。

(8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

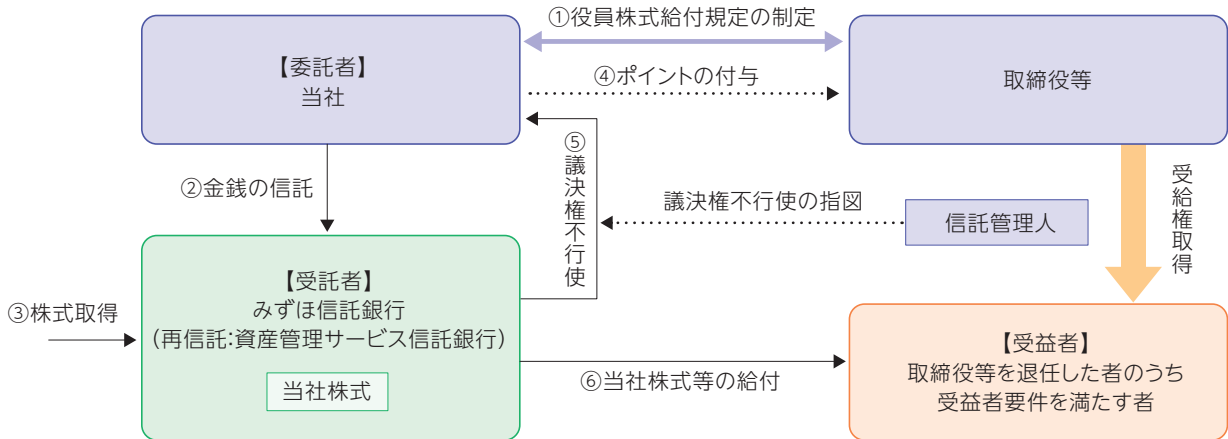
(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する取締役等に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規定の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

○本制度の仕組み









- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規定」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規定」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規定」に定める受益者要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規定」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

[1] 事業の経過およびその成果

○平成28年3月期実績

受注高	3,594億27百万円 (前年同期比17.6%増)	
売上高	3,361億84百万円 (前年同期比25.8%増)	
営業利益	208億78百万円 (前年同期比40.3%増)	
経常利益	219億95百万円 (前年同期比39.4%増)	
親会社株主に帰属する 当期純利益	136億52百万円 (前年同期比39.2%増)	
ROE	11.6% (前年同期9.6%)	

当連結会計年度における世界経済は、中国ならびに新興国経済の減速、原油などの資源価格下落、地政学的リスクの高まりなどのマイナス要因はあったものの、米国をはじめとする先進国では緩やかな回復基調となりました。わが国経済は、製造業の合理化・省力化投資、流通業やサービス業のネット通販やインバウンド(訪日客)消費などは底堅く推移していますが、平成28年年初からの円高株安により不透明感が増えています。

当社グループの主力事業であるマテリアルハンドリングシステムは、世界的にeコマース対応などの物流関連投資が拡大していること、自動化・大規模化の傾向にあること、人手不足解消や生産性向上への投資が見込めることなどから、今後も成長が期待されます。

このような環境のもと、当社グループの業績は、順調に推移しました。当連結会計年度の業績は6年連続の増収増益となり、受注高、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも過去最高を更新いたしました。

受注は、国内・アジア・北米の流通・食品・医薬、国内・アジアの半導体・液晶、北米の自動車など、主要な地域および業種で好調を維持しました。欧州では、久しく低迷していた空港の設備投資需要が上向き、空港向けシステムの大型案件を相次ぎ獲得しました。売上は、豊富な受注量をベースに順調に進行しました。

この結果、当連結会計年度の受注高は3,594億27百万円(前年同期比17.6%増)、売上高は3,361億84百万円(同25.8%増)を計上しました。

利益は、ダイフク単体の増収と原価改善による収益性向上、アジアの子会社の増収などにより、前年度を大幅に上回りました。

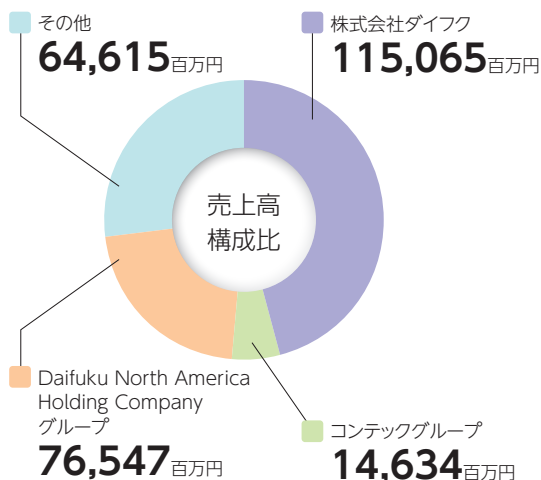
この結果、営業利益は208億78百万円(同40.3%増)、経常利益は219億95百万円(同39.4%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は国内外固定資産の見直しによる特別損失などの影響はあったものの、好調な業績により136億52百万円(同39.2%増)となりました。

セグメント別概況

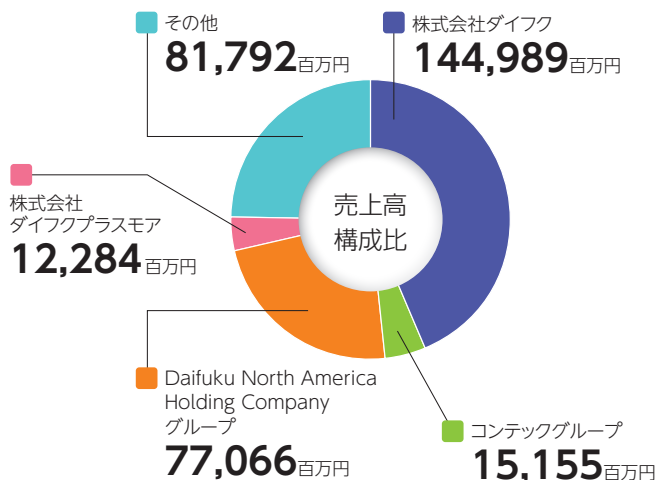
セグメントごとの業績は次のとおりです。受注・売上は外部顧客への受注高・売上高、セグメント利益は親会社株主に帰属する当期純利益を記載しております。なお、第1四半期連結累計期間より、量的重要性が増したことに伴い、前連結会計年度まで「その他」に含めていた「株式会社ダイフクプラスモア」を新たなセグメントとして加えております。

●セグメント別売上高

○平成27年3月期



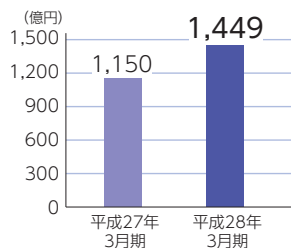
○平成28年3月期



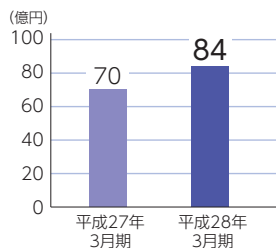
① 株式会社ダイフク



●売上高



●セグメント利益



受注は、主力の一般製造業や流通業向けシステムでeコマースやスーパーなどの流通、倉庫、医薬品、食品、電気機器などの大型案件が順調に推移しました。ロボットを多用する医薬卸の大型配送センター、歯科衛生材料や理化学機器といったB to Bの通販など、今後の社会の流れを先取りする受注も獲得しました。半導体や液晶工場向けはアジアや国内で大きく伸びました。

売上は、半導体・液晶工場向けシステムが大幅に増加、一般製造業や流通業向けシステムも伸びました。自動車生産ライン向けシステムは、お客さまの新設投資が海外にシフトする一方、国内サービスや小規模改造案件が堅調に推移しました。

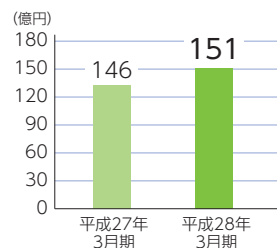
利益は、原価改善、販売数量増、サービスの底堅さなどが奏功しました。

この結果、受注高は1,421億35百万円(前年同期比3.7%増)、売上高は1,449億89百万円(同26.0%増)、セグメント利益は84億62百万円(同20.2%増)となりました。

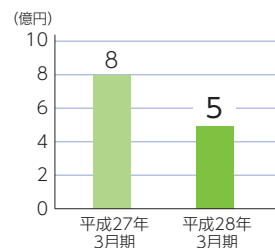
② コンテックグループ



●売上高



●セグメント利益



産業用コンピュータ製品

日本市場は、電子部品関連業界向けの売上が低調に推移しましたが、半導体製造装置業界向けの売上は期末にかけて一部で復調の動きもありました。また、米国市場は、医療機器業界向けの産業用コンピュータの販売が好調に推移しました。

計測制御製品

企業の設備投資が横ばい傾向となった影響を受け、生産設備向けの計測制御用ボードの販売が昨年と比べて減少いたしました。

ネットワーク製品

教育現場向けの無線LAN製品の拡販など、新たな市場の開拓に努めました。

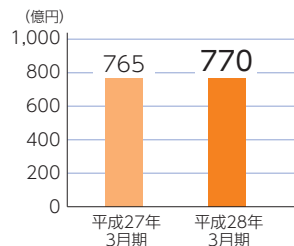
ソリューション製品

太陽光発電市場の環境変化による影響を受け、太陽光発電計測システムの販売が減少しました。

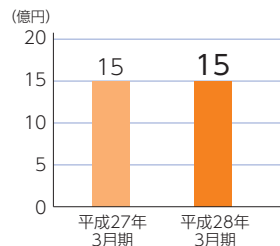
この結果、受注高は1,47億62百万円(前年同期比4.0%減)、売上高は151億55百万円(同3.6%増)、セグメント利益は5億89百万円(同30.3%減)となりました。

3 DAIFUKU NORTH AMERICA HOLDING COMPANYグループ

●売上高



●セグメント利益



一般製造業や流通業向けシステムの受注は、菓子メーカー、工場用品通販、運輸などの大型案件により、堅調に推移しました。

半導体メーカー向けシステムは、堅調に推移しています。

自動車生産ライン向けシステムは、米系メーカーの新規大型塗装ラインの複数件の受注や、日系メーカーからの継続的な案件をベースに原価改善が進み、北米での最大の収益源に成長しており、自動車工場内の部品供給用無人搬送車の好調な販売も収益面に寄与しました。

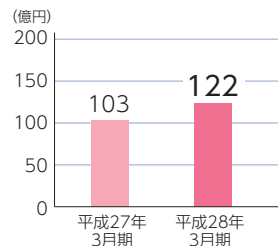
空港向けシステムは、大型案件の受注時期遅延などにより受注・売上は期初計画を下回りましたが、赤字案件の終息や原価改善により、収益力は大幅に改善しており、次期の黒字化への道筋が見えてきました。

また、利益面ではM&Aによって傘下に入った米国企業のものへの償却を今期から本グループで行うようにした影響を受けました。

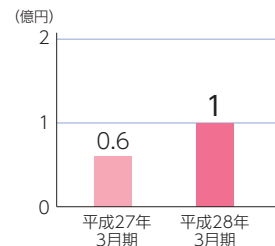
この結果、受注高は957億13百万円(前年同期比26.4%増)、売上高は770億66百万円(同0.7%増)、セグメント利益は15億3百万円(同3.3%減)となりました。

4 株式会社ダイフクプラスモア

●売上高



●セグメント利益



株式会社ダイフクプラスモアは、洗車機の販売を柱に、ボウリング設備・用品の販売、カゴ台車のレンタルなどを国内で行っております。洗車機は、老朽化更新に伴う需要に加え、資源エネルギー庁の経営安定化促進支援事業の補助金政策によってサービスステーションへの販売が順調で、過去最高水準の年間販売台数を達成しました。

この結果、受注高は123億87百万円(前年同期比19.7%増)、売上高は122億84百万円(同18.3%増)、セグメント利益は1億43百万円(同117.0%増)となりました。

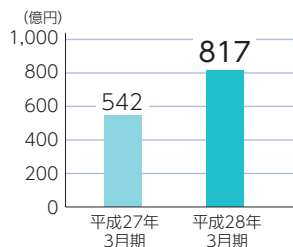


お客様見学会でお披露目した門型ドライブスルー洗車機

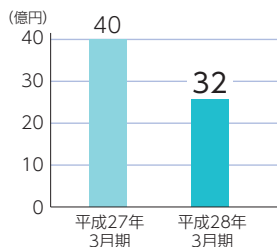
5 その他



●売上高



●セグメント利益



「その他」は、当社グループを構成する連結子会社58社のうち、上記②③④以外の国内外の子会社です。

主要な海外現地法人には、大福（中国）有限公司、台湾大福高科技設備股份有限公司、Daifuku Korea Co., Ltd.、Clean Factomation, Inc.（韓国）、Daifuku (Thailand) Ltd. などがあり、主にマテリアルハンドリングシステム・機器の製造・販売等を行っています。各社とも、グローバルな最適地生産・調達体制の一翼を担い、所在国から国外への輸出も増やしています。

中国では、輸出から内需へ、製造業からサービス業へという経済情勢の変化に対応するため、マテリアルハンドリングシステムが、食品・医薬品などのほか、流通業でも急速に普及しています。当社は、平成27年に一般製造業や流通業向けシステムと自動車生産ライン向けシステムにおいて、製販一体の会社へ組織再編し、事業の拡大を図っています。液晶工場向けは、2017年度に液晶パネル生産を世界一にする中国政府の国策のもと、受注・売上が大きく伸びました。自動車生産ライン向けは、欧米系自動車工場からのコンベヤや無人搬送車の受注が堅調に推移しました。

台湾は、半導体および液晶工場、ネット通販の大型案件受

注により、業績が大きく向上しました。

韓国では、半導体メーカーからの受注、自動車生産ラインの改造工事、洗車機の販売が順調に推移しています。

アセアン諸国では景況感が好転せず、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシアの現地法人の受注は伸び悩んでいますが、同地域の将来性に鑑み、現地の生産・販売・サービス・情報インフラ体制を強化し、集積が進んだ自動車生産ラインの改造工事、食品や飲料の低温物流などの需要を取り込んでいきます。

欧州では、一般製造業や流通業向けシステムのサービスが順調です。また、空港向けシステムを扱うDaifuku Logan Ltd.は、構造改革に伴う費用を計上しましたが、第4四半期に英仏で大型案件を受注し、巻き返しに転じています。

オセアニアとアジアで空港向けシステムを扱うBCS Group Limitedの売上は堅調に推移しました。今後は特に欧州での協業を進めるとともに、需要が伸びている自動チェックインシステムを拡販していきます。

この結果、受注高は944億28百万円（前年同期比40.7%増）、売上高は817億92百万円（同50.8%増）、セグメント利益は32億33百万円（同20.4%減）となりました。



展示会で自動倉庫をアピール(中東)

[2] 設備投資等の状況

当社グループが、当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の額は、42億10百万円であります。

主としてダイフクにおける滋賀事業所での各工場生産設備の維持更新によるものです。

[3] 資金調達状況

上記設備投資等にかかる資金は、自己資金で賄いました。



ドイツで開催された航空関連展示会に空港向けシステム (Airport Technologies) を出展

[4] 対処すべき課題

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、中期経営計画をベースとした持続的成長路線を歩むことで、世界一、二を争うマテリアルハンドリングメーカー、システムインテグレーターに成長いたしました。平成28年3月期は、昨年に引き続き売上高世界一の座を維持しました(米国Modern Materials Handling誌2016年5月号)。

当社は、社是「日新」(Hini Arata)のもと、日々創意を凝らし、企業価値向上に努めています。その中で、平成26年3月期から平成29年3月期までの4カ年中期経営計画「Value Innovation 2017」(以下、中計)における経営理念を以下のように定めています。

- ① 最適・最良のソリューションを提供し、世界に広がるお客さまと社会の発展に貢献する。
- ② 自由闊達な明るい企業風土のもと、健全で成長性豊かなグローバル経営に徹する。

中計により、当社グループはマテリアルハンドリングの総合メーカーとして培った実績と経験を活かし、世界各地のお客さまに最適なソリューションを提供する「バリューイノベーション企業」へ進化することを目指しています。

(2) 目標とする経営指標

当初、中計は平成29年3月期の連結売上高2,800億円、営業利益率7%を主な経営目標としていましたが、平成27年5月に以下のように修正しました。

()内は当初目標

・連結売上高	3,400億円(2,800億円)
・営業利益	210億円(営業利益率7%)
・ROE(自己資本当期純利益率)	10%(－)
・海外売上高比率	70%(60%)

これは、売上高が中計策定時の想定以上に増大したことに基づくもので、営業利益は率ではなく、過去最高額(平成20年3月期206億円)の更新を目指しました。平成28年3月期の売上高は3,361億84百万円、営業利益は208億78百万円と、共に過去最高を更新し、営業利益面では中計達成への確度をさらに高めています。

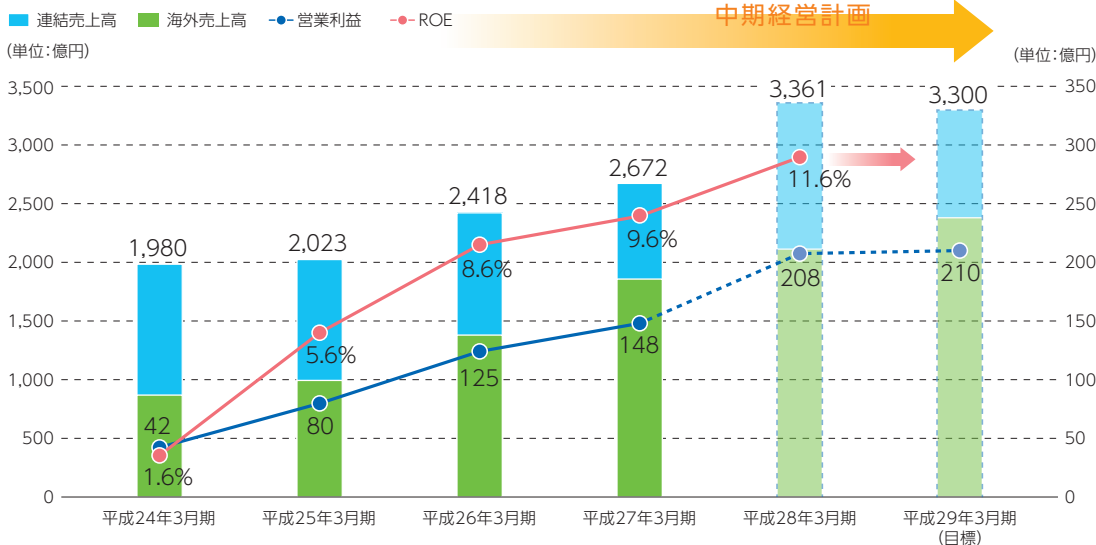
資本政策面では、主として当期純利益の向上により、ROE(自己資本当期純利益率)を10%以上に維持することを当面の目標としています。平成28年3月期は新株予約件付社債の株式転換により、分母

である自己資本を充実させましたが、主に分子である当期純利益を伸ばすことで、ROEが9.6%から11.6%に向上するとともに、1株当たり当期純利益も34%増加しました。株主還元は、配当性向30%と成長投資による企業価値向上を基本方針とします。

財務的な目標としては、営業利益率の向上による格付アップを目指します。

なお、平成30年3月期以降の中期経営計画は、平成29年2月頃の公表をめぐりに鋭意検討を開始しました。

● 中期経営計画の推移



(3) 中長期的な会社の経営戦略

売上高は、中計の当初目標を前倒しで達成しました。その前提である連結海外売上高比率は、当初目標の60%を上回り、平成28年3月期は66%となりました。世界的に進展するeコマースも、新たな成長ドライバーとなっています。

今後の課題は、収益性の向上、中長期的な持続的成長です。

収益性で次に超えるべきラインは、当初目標の営業利益率7%です。平成29年3月期はできるだけ利益率向上を図り、次期中計に向けてベースラインを高くします。具体的には、次の3点です。

- ① 国内に比べ収益力が見劣りする海外現地法人のてこ入れ
- ② 国内のさらなる収益性改善
- ③ IoT活用によるサービス事業拡大

海外現地法人のうち、売上規模の大きい北米Wynright Corporationは、一般製造業・流通業向け生産機種拡充、内製化率向上による製造原価の低減を図ります。また、ハードウェア中心の空港手荷物搬送システムを海外現地法人で製造・販売してきましたが、O&M（オペレーション・アンド・メンテナンス）、ソフトウェア、自動チェックインシステムを統合した空港向けシステム（ATec=Airport Technologies）に事業領域を拡大します。

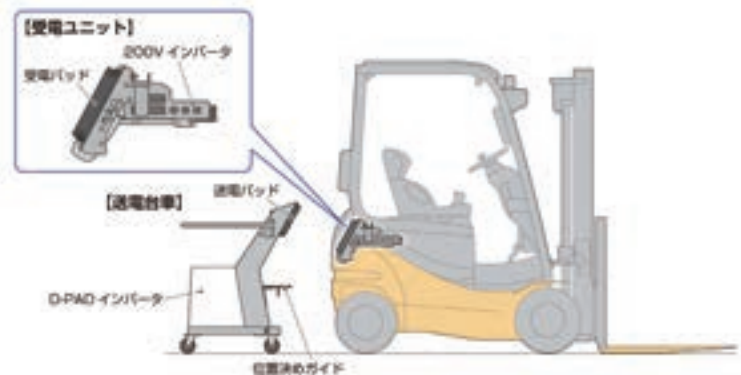
国内は、調達や内製化などの構造改革の推進、品質向上を一層推進します。

IoTは、子会社のコンテックが「CONPROSYS」と銘打ったM2M*/IoTソリューション・シリーズを平成28年3月期にシリーズとして開発、販売

しています。クラウドや通信技術の発達によって、インフラ施設の遠隔監視や工場設備の予防保全などが安価に実施できるようになったことを背景に、メーカーによって通信方式やデータ形式が異なる各社のセンサーや機器を統合、上位システムと連携させるものです。* M2M=Machine to Machine

当社物流システムでも、アフターサービスの一つとして、遠隔監視による予防保全システム「DREMOS」を2004年から提供しています。製品・サービスの付加価値向上を目指し、IoT活用への取り組みをさらに強化していきます。

中長期的な持続的成長では、新製品・新事業の開発と創出が大きな課題です。このため、プラント・ビジネスだけでなく、デバイス・ビジネスを強化しています。平成28年2月には、電動フォークリフト向けの非接触充電システム「D-PAD」(ディー・パッド)を世界で初めて実用化しました。



世界初、電動フォークリフト向け非接触充電システム「D-PAD」を実用化

今後は、IoT、デバイス、ソフトウェアなどイノベーションのコアとなる社外技術の取り込みも視野に入れるとともに、当社既存事業を補完し、企業価値向上に資するM&Aも引き続き経営戦略の一環とします。

(4) コーポレートガバナンス・コードへの対応

当社はコンプライアンスにも力を入れています。他社事例等の情報を集積するデータベースの作成、グローバルレベルで競争法や贈収賄防止法を遵守するための研修、「コンプライアンス月間」の制定など、さまざまな角度から啓発活動を強化しました。

また、企業の社会的責任を重視し、特に安全には強いこだわりを持ってきました。「安全は全てに優先する」ことを再認識し、これからもトップが先頭に立つて独自の安全文化の創造に取り組んでまいります。

こうした取り組みに加えて、平成27年11月に、コーポレートガバナンス・コード(以下、本コード)に基づく、コーポレートガバナンス報告書を東京証券取引所に提出しました。さらに、本コードの精神を真摯に討議して当社独自に体系化した「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、平成28年5月12日付けで別途開示しております。(57ページからご参照)

コーポレートガバナンス・ガイドライン制定以外にも、本コードを踏まえ、当社では以下の施策に取り組んでいます。

- ・独立社外取締役を2名選任しました。
- ・経営陣の指名・報酬などに係る取締役会の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の諮問委員会を設置しました。本委員会は代表取締役3名および社外取締役2名で組成され、議長は社外取締

役が務めます。

- ・第100回定時株主総会でご承認を得たうえで、取締役・執行役員(社外取締役除く)の報酬体系を当社業績と株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献するものに改定します。

- ・取締役会の実効性評価を行い、その結果を社外取締役が評価し、取締役会で報告しました。継続的にPDCA(計画・実行・検証・改善)のサイクルを回して実効性の向上に努めます。

- ・当社は製品納入、アフターサービスを通じてお客さまと強固な信頼関係を構築しており、そうした関係も考慮して政策保有株式の経済合理性を検証し、保有の是非を判断します。議決権行使は、保有先企業の中長期的な株主価値、ひいては当社の企業価値向上の観点から個別に判断します。

今後も、社是や経営理念の精神に則りながら、コーポレートガバナンス全体のPDCAサイクルを回し、実効性を継続的に高めてまいります。

当社は、平成29年5月に創立80周年を迎えます。この間、時代の流れに合った新しい事業に果敢に挑戦し、社会・経済情勢の激動の波を乗り切ってきました。今後も、健全な持続的成長を継続し、揺るぎない世界ナンバーワン・マテリアルハンドリング企業を目指します。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

[5] 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

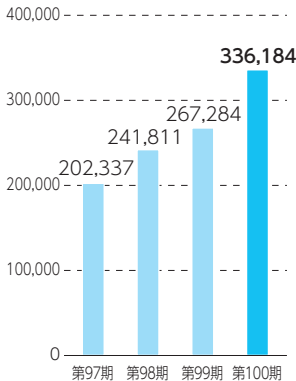
区 分		平成24年度(第97期) <small>(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)</small>	平成25年度(第98期) <small>(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)</small>	平成26年度(第99期) <small>(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)</small>	平成27年度(第100期) 当連結会計年度 <small>(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)</small>
受注高		210,990百万円	276,831百万円	305,567百万円	359,427百万円
売上高		202,337百万円	241,811百万円	267,284百万円	336,184百万円
経常利益		7,999百万円	13,191百万円	15,783百万円	21,995百万円
親会社株主に帰属する当期純利益		4,439百万円	7,740百万円	9,810百万円	13,652百万円
総資産額		206,875百万円	249,531百万円	271,011百万円	296,055百万円
純資産額		85,685百万円	99,690百万円	111,521百万円	130,116百万円
1株 当たり	純資産額	754円98銭	875円14銭	972円75銭	1,044円40銭
	当期純利益	40円12銭	69円96銭	88円59銭	118円72銭

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成25年度より「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴い、野村信託銀行株式会社(ダイフク従業員持株会専用信託口)が保有する当社株式を、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上控除する自己株式数に含めております。

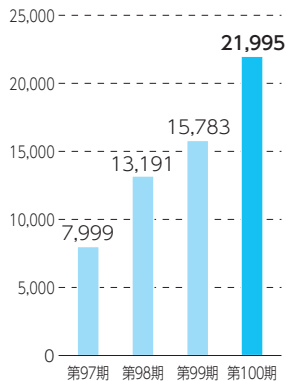
● 売上高

(単位:百万円)



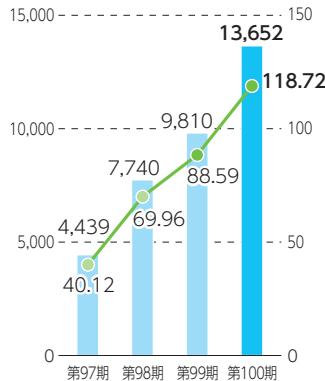
● 経常利益

(単位:百万円)



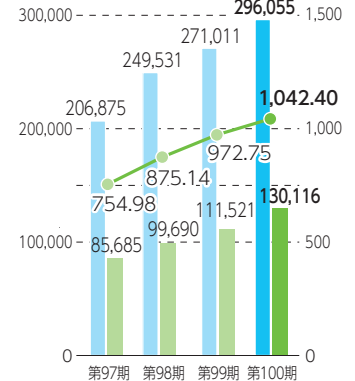
● 親会社株主に帰属する当期純利益・1株当たり当期純利益

(単位:百万円) (単位:円)



● 総資産・純資産

(単位:百万円) (単位:円)



(2) 当社の財産および損益の状況の推移

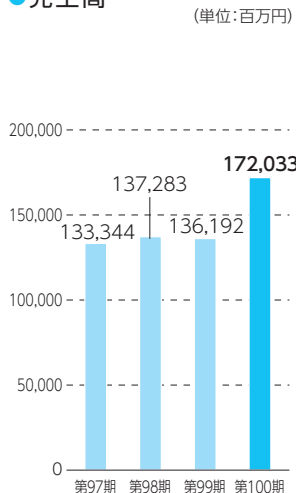
区 分		平成24年度(第97期) <small>(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)</small>	平成25年度(第98期) <small>(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)</small>	平成26年度(第99期) <small>(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)</small>	平成27年度(第100期) 当事業年度 <small>(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)</small>
受注高		126,143百万円	143,993百万円	159,924百万円	170,011百万円
売上高		133,344百万円	137,283百万円	136,192百万円	172,033百万円
経常利益		8,459百万円	9,207百万円	10,744百万円	15,548百万円
当期純利益		5,603百万円	5,761百万円	7,041百万円	8,462百万円
総資産額		158,636百万円	163,861百万円	170,051百万円	190,882百万円
純資産額		72,293百万円	77,461百万円	84,025百万円	103,678百万円
1株 当たり	純資産額	653円36銭	700円00銭	758円23銭	852円26銭
	当期純利益	50円64銭	52円07銭	63円58銭	73円59銭
期末発行済株式総数		113,671千株	113,671千株	113,671千株	123,610千株

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

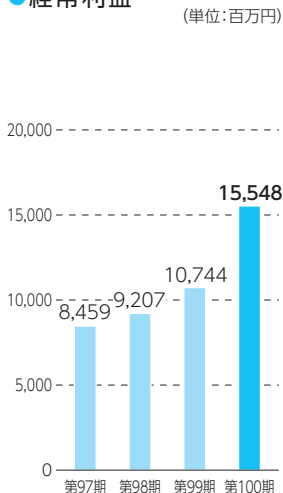
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

3. 平成25年度より「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴い、野村信託銀行株式会社(ダイフク従業員持株会専用信託口)が保有する当社株式を、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上控除する自己株式数に含めております。

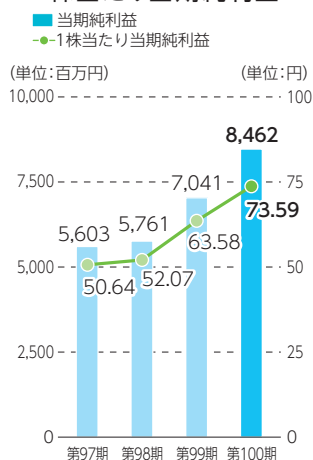
●売上高



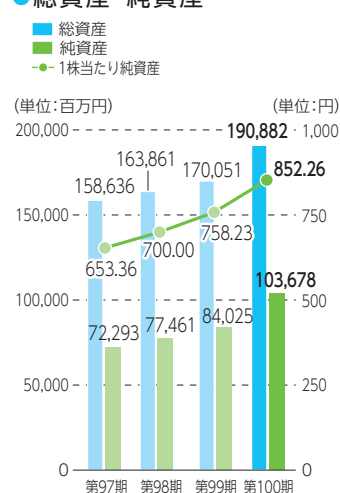
●経常利益



●当期純利益・ 1株当たり当期純利益



●総資産・純資産



[6] 重要な親会社および子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社コンテック	百万円 1,119	60.7%	コンピュータ、周辺機器およびソフトウェアの製造・販売・アフターサービス
DAIFUKU NORTH AMERICA HOLDING COMPANY	米ドル 2,010	100.0%	物流システム等の製造・販売およびアフターサービス
株式会社ダイフクプラスモア	百万円 235	100.0%	洗車機、ボウリング関連製品の販売・アフターサービスおよび物流機器のレンタル

(注) 当社の連結子会社は上記3社を含め58社、持分法適用会社は2社であります。

[7] 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当企業集団は搬送・保管・仕分け・ピッキングシステム、物流機器、電子機器等の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。

主要製品は次のとおりであります。

区分	主要製品
搬送システム	コンベヤシステム チェンコンベヤシステム、チェンレス搬送システム、コンベイングフローシステム モノレールシステム ラムラン、スペースキャリア、グリーンウェイ コンベヤ付帯装置 エンジンテストベンチ、各種自動化装置 無人搬送車 FAV、FAC、ソーティングトランスピークル 空港手荷物搬送システム コンベヤシステム、チルトトレーソーター、バゲージトレイシステム
仕分け・ピッキングシステム	仕分けシステム サーフィンソーター、サーフィンソーター ミニ ピッキングシステム デジタルピッキングシステム、ピッキングカートシステム
保管システム	立体自動倉庫 ラックビルシステム、コンパクトシステム、ファインストッカー 移動棚 / 流動棚 移動ラック、シャトルラックL 回転ラック バーチカルカルーセル、水平カルーセル
物流機器	ラック ニューグッラック、グッシエルフ、ピックウェイ、グラビティカート ボックスパレット カーゴテーナ その他の機器 レベルカート、ピックカート
電子機器	インターフェイスボード、産業用パソコン、ネットワーク関連機器 省エネ・環境関連ソリューション
洗車機その他	洗車機、ボウリング場向け設備・用品

[8] 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

当 社

名称	所在地	名称	所在地
本 社(本店)	大阪府大阪市	滋賀事業所(工場)	滋賀県蒲生郡
小牧事業所	愛知県小牧市	東京支店	東京都港区
北海道支店	北海道札幌市	東北支店	宮城県仙台市
新潟支店	新潟県新潟市	北関東支店	埼玉県草加市
藤沢支店	神奈川県藤沢市	名古屋支店	愛知県小牧市
静岡支店	静岡県掛川市	北陸支店	石川県金沢市
東海支店	愛知県豊田市	大阪支店	大阪府大阪市
中国支店	広島県安芸郡	九州支店	佐賀県鳥栖市

国内子会社

名称	所在地
株式会社コンテック	大阪府大阪市
株式会社ダイフクプラスモア	東京都港区

海外子会社

名称	所在地
DAIFUKU NORTH AMERICA HOLDING COMPANY	米国
DAIFUKU EUROPE LTD.	英国
DAIFUKU MECHATRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール
DAIFUKU CANADA INC.	カナダ
台灣大福高科技設備股份有限公司	台湾
DAIFUKU (THAILAND) LTD.	タイ
DAIFUKU KOREA CO., LTD.	韓国
CLEAN FACTOMATION, INC.	韓国
大福(中国)有限公司	中国
BCS GROUP LIMITED	ニュージーランド

[9] 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

①企業集団の状況

従業員数 7,835名

②当社の状況

区 分	男 性	女 性	合計または平均
従業員 (前期末比増減)	2,175名 (107名増)	251名 (22名増)	2,426名 (129名増)
平均年齢	42.5歳	40.5歳	42.3歳
平均勤続年数	17.0年	15.4年	16.8年

- (注) 1. 上記には出向社員138名(男性122名、女性16名)を含んでおりません。
 2. 上記には他社から当社への受入出向者1名(女性1名)を含んでおります。
 3. 上記従業員の他に、臨時従業員345名(期中平均人員)を雇用しております。

[10] 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	7,679
株式会社三井住友銀行	2,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,330

2. 会社の株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

[1] 発行可能株式総数 250,000,000株

[2] 発行済株式の総数 123,610,077株 (自己株式1,825,436株を含む)

[3] 株主数 14,743名 (注) 株主数は、前期末に比べ1,799名増加しました。

[4] 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,263	8.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,536	7.0
株式会社みずほ銀行	5,490	4.5
株式会社三井住友銀行	4,080	3.4
ダイフク取引先持株会	3,899	3.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,833	3.2
日本土地建物株式会社	3,207	2.6
日本生命保険相互会社	2,745	2.3
ダイフク従業員持株会	1,829	1.5
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,647	1.4

(注) 1. 当社は、自己株式1,825,436株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 持株比率は、野村信託銀行株式会社(ダイフク従業員持株会専用信託口)が保有する133,400株を含めて計算しております。

[5] その他株式に関する重要な事項

- ①当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、および株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」(本プラン)を導入しております。本プラン導入に伴い、平成26年1月9日付で、野村信託銀行株式会社(ダイフク従業員持株会専用信託口)に対して451,000株の自己株式を、総額573百万円で第三者割当により処分しております。なお、野村信託銀行株式会社(ダイフク従業員持株会専用信託口)の平成28年3月31日現在の保有株式数は、133,400株であります。
- ②当社が発行しておりました2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使により、自己株式を771,096株処分し、新株式を9,938,583株発行いたしましたので、発行済株式の総数は、123,610,077株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

[1] 当事業年度の末日において取締役および監査役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

[2] 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

[3] その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

なお、当社が平成25年9月12日開催の取締役会決議に基づき発行しておりました2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、平成27年12月17日付で全て権利行使されました。

4. 会社役員に関する事項

[1] 取締役および監査役の氏名等 (平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	北 條 正 樹	経営全般
代表取締役副社長 副社長執行役員	田 中 章 夫	事業統轄
代表取締役副社長 副社長執行役員	猪 原 幹 夫	管理統轄
取締役 専務執行役員	本 田 修 一	経営企画本部長、ABH事業部門長
取締役 常務執行役員	岩 本 英 規	AFA事業部門長、AFA事業部長、AFA事業部プラント営業本部長
取締役 常務執行役員	中 島 祥 行	大福(中国)有限公司董事長
取締役 常務執行役員	佐 藤 誠 治	eFA事業部門長、eFA事業部長、eFA事業部半導体本部長
取締役 常務執行役員	下 代 博	FA&DA事業部門長、FA&DA事業部長、FA&DA事業部営業本部長
取締 役	柏 木 昇	公益財団法人民事紛争処理研究基金理事長 新国立競技場整備計画経緯検証委員会委員長
取締 役	小 澤 義 昭	桃山学院大学経営学部教授
常 勤 監 査 役	黒 坂 達 二 郎	
常 勤 監 査 役	木 村 義 久	
監 査 役	内 田 晴 康	森・濱田松本法律事務所弁護士 大日本住友製薬株式会社社外監査役 サントリー食品インターナショナル株式会社社外取締役(監査等委員)
監 査 役	北 本 功	株式会社日本国際放送専門委員
監 査 役	鳥 井 弘 之	国立研究開発法人科学技術振興機構JST事業主幹

- (注) 1. 取締役 中島祥行氏、佐藤誠治氏、下代博氏の3名は平成27年6月26日開催の第99回定時株主総会においてあらたに選任され、就任いたしました。
 2. 取締役 小林史男氏、森屋進氏、井上正義氏、平本孝氏の4名は平成27年6月26日開催の第99回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 3. 監査役 木村義久氏は、経理部門での豊富な実務経験が有り、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
 4. 取締役兼務者を除く執行役員は次の11名であります。
 常務執行役員 井狩彰氏、木村正氏、阿武寛二氏
 執行役員 佐々木健氏、信田浩志氏、堀場義行氏、岸田明彦氏、林智亮氏、上本貴也氏、西村章彦氏、一之瀬善久氏
 5. 取締役 柏木昇氏、小澤義昭氏の2名は社外取締役であります。
 6. 監査役 内田晴康氏、北本功氏、鳥井弘之氏の3名は、社外監査役であります。
 7. 取締役 柏木昇氏、小澤義昭氏、監査役 北本功氏、鳥井弘之氏の4名は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定して届け出ています。

(注) 8. 平成28年4月1日付機構改革に伴い、取締役の担当職務が変更され、次のとおりとなりました。

会社における地位、担当	氏名
取締役 専務執行役員 経営企画本部長、ATec事業部門長	本 田 修 一
取締役 常務執行役員 AFA事業部門長、AFA事業部長	岩 本 英 規
取締役 常務執行役員 FA&DA事業部門長、FA&DA事業部長、FA&DA事業部グローバル本部長	下 代 博

[ご参考] 取締役を兼務しない執行役員 (平成28年4月1日現在)

役職	氏名	役職	氏名
常務執行役員 LSP事業部門長、LSP事業部長 LSP事業部生産本部長 株式会社ダイフクプラスモア代表取締役社長	井 狩 彰	執行役員 大福(中国)自動化設備有限公司董事長	林 智 亮
常務執行役員 FA&DA事業部工事・サービス本部長	木 村 正	執行役員 AFA事業部生産本部副本部長	上 本 貴 也
常務執行役員 FA&DA事業部生産本部長 FA&DA事業部グローバル本部副本部長	阿 武 寛 二	執行役員 Daifuku North America Holding Company President and CEO ATec事業部門副部門長	西 村 章 彦
執行役員 安全衛生管理本部長、滋賀事業所長	佐 々 木 健	執行役員 CSR本部長、小牧事業所長	一 之 瀬 善 久
執行役員 Daifuku North America Holding Company Executive Vice President	信 田 浩 志	執行役員 FA&DA事業部エンジニアリング本部長	権 藤 卓 也
執行役員 eFA事業部FPD本部長	堀 場 義 行	執行役員 FA&DA事業部生産本部副本部長	三 品 康 久
執行役員 AFA事業部副事業部長 AFA事業部グローバル営業本部長 AFA事業部生産本部長	岸 田 明 彦	執行役員 大福(中国)物流設備有限公司董事長	喜 多 浩 明

[2] 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外)	14人(2人)	452百万円(28百万円)
監 査 役 (うち社外)	5人(3人)	90百万円(30百万円)
合 計 (うち社外)	19人(5人)	543百万円(58百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額700百万円以内(ただし、使用人分給与を除く)、監査役の報酬限度額を年額110百万円以内と決議しております。

[3] 社外役員に関する事項

(1) 取締役

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該兼職先との関係
社外取締役	柏木 昇	公益財団法人民事紛争処理研究基金	理事長	当社と公益財団法人民事紛争処理研究基金および新国立競技場整備計画経緯検証委員会の間には重要な取引その他の関係はありません。
		新国立競技場整備計画経緯検証委員会	委員長	
社外取締役	小澤 義昭	桃山学院大学経営学部	教 授	当社と桃山学院大学の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 取締役会への出席状況ならびに発言の状況

氏 名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
柏木 昇	取締役会 定時12回中12回 臨時 6回中 6回	商社での海外勤務や大学教授等の経験があり、また、企業法務や国際取引法に精通しており、取締役会において、豊富な経験と幅広い見識から経営の透明性確保と経営への監視・監督業務を高めるための助言・提言を行っております。
小澤 義昭	取締役会 定時12回中11回 臨時 6回中 6回	財務および会計に関する相当程度の知見を有し、延べ6年間の海外駐在の経験があり、また、経営分析を専攻とする大学教授として「財務諸表分析における企業不正の兆候」を研究テーマにしております。取締役会において、豊富な経験と幅広い見識から経営の透明性確保と経営への監視・監督業務を高めるため、かつ、グローバル化を進める当社グループにあつて、専門的見地からの助言・提言を行っております。

(2) 監査役

①重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
社外監査役	内田 晴康	森・濱田松本法律事務所	弁護士	当社と森・濱田松本法律事務所の間には委任契約がありますが、当社からの支払い報酬は同法律事務所の規模に比して少額であり、同氏は当社の委任案件には一切関与していません。また、当社と大日本住友製薬株式会社およびサントリー食品インターナショナル株式会社の間には重要な取引その他の関係はありません。
		大日本住友製薬株式会社	社外監査役	
		サントリー食品インターナショナル株式会社	社外取締役(監査等委員)	
社外監査役	北本 功	株式会社日本国際放送	専門委員	当社と株式会社日本国際放送の間には重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	鳥井 弘之	国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)	JST事業主幹	当社と国立研究開発法人科学技術振興機構の間には重要な取引その他の関係はありません。

②取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況	
内田 晴康	取締役会	定時12回中12回	取締役会、監査役会において、弁護士としての専門的見地からの意見を中心に、経営の適法性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言を行っており、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜必要に応じて発言を行っております。
		臨時 6回中 5回	
	監査役会	7回中 7回	
北本 功	取締役会	定時12回中12回	取締役会、監査役会において、ジャーナリストとしての幅広い見識、豊富な海外経験からの意見を中心に、経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言を行っており、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜必要に応じて発言を行っております。
		臨時 6回中 6回	
	監査役会	7回中 7回	
鳥井 弘之	取締役会	定時12回中12回	取締役会、監査役会において、ジャーナリストとしての幅広い見識、科学技術に関する深い造詣からの意見を中心に、経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言を行っており、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜必要に応じて発言を行っております。
		臨時 6回中 6回	
	監査役会	7回中 7回	

(3) 責任限定契約の内容と概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定、当社定款第27条(社外取締役の責任限定契約)および同第35条(社外監査役の責任限定契約)の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

[1] 会計監査人の名称

PwCあらた監査法人

(注) あらた監査法人は、平成27年7月1日をもって、名称をPwCあらた監査法人に変更しております。

[2] 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
1 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	70百万円
2 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	113百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査時間の計画と前年度実績、当社監査報酬の推移や他社監査報酬の動向、会計監査人の職務遂行状況などを確認し、検討を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記1の金額にはこれらの合計額を記載しております。

[3] 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、PwCあらた監査法人以外の公認会計士または監査法人が監査をしています。

[4] 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、当社の会計監査人を評価する基準に沿って総合的に評価した結果、会計監査人の職務の執行に支障がある、あるいは、監査の適正性をさらに高める必要があると判断した場合など、会計監査人の変更が必要と認められる場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

内部統制システムの構築に関して、取締役会で決議した内容の概要は次の通りであります。

[1] 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制

- ① 代表取締役が繰り返し「企業行動規範」の精神を当社グループの取締役および従業員に伝えることにより、法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底いたします。また、管理統轄担当取締役が「企業行動規範」の啓蒙、遵守のための活動を実施いたします。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、全取締役がコンプライアンス委員会の委員として法令等の遵守状況を監視・監督いたします。また、経営に重大な影響を及ぼすと判断される法令違反等が発生した場合はそのおそれのある場合は、直ちにコンプライアンス委員会を開催し、調査、対応策を協議いたします。
- ③ 監査役および内部監査室は、当社グループのコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無の調査に努めるものといたします。
- ④ 当社グループの取締役・従業員を対象にコンプライアンス研修を定期的を実施いたします。また、コンプライアンスに関する他社事例等の情報を集積するデータベースを作成し、ケーススタディのための定期的な情報発信および研修に活用いたします。
- ⑤ 内部通報制度
従業員および発注先からの当社グループのコンプライアンスに関する質問や相談に対応するため、社内に相談窓口（法務部）を設置するとともに、社外の弁護士に直通の社外相談窓口も設置しております。また、海外子会社の社員も相談窓口につながる仕組みを導入しております。

[2] 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 管理統轄担当取締役は、「文書管理規定」に則り、文書（電磁的記録を含みます。）を関連資料とともに、保存および管理いたします。
- ② 文書の保管期間は別途定め、保管場所については文書管理規定に定めるところにより、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧が可能である方法で保管するものといたします。
- ③ 上記の「文書管理規定」を改定する場合には、取締役会の承認を得るものといたします。

[3] 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの経営全般にわたる内部統制、リスクマネジメントのさらなる強化を目的に、CROを任命いたします。また、CSR本部が、当社グループの経営に大きな影響を与えると判断されるリスクを幅広くとらえ、平時・有事の対策を立案・実施いたします。
- ② 当社グループBCM (Business Continuity Management) を改善強化するため、これまで構築してきたリスクマネジメント体制を「リスクマネジメント規定」として制定・運用し、経営に関わるリスクの低減、極小化と有事の際の体制強化を推進いたします。
- ③ 情報セキュリティ関連諸規定を制定し、情報セキュリティの維持および管理に必要な体制、推進組織の機能・権限、情報資産の取り扱い方法、社内情報インフラの利用方法などについて定め、かつ情報セキュリティ委員会の委員らが中心となってこれらの周知を徹底することにより、情報に関する損失の危険を管理いたします。
- ④ 内部監査室では、財務報告の信頼性を確保するため

の業務を中心に、諸般の業務活動上のリスクを把握の上、各部門における内部統制体制の構築を支援いたします。また、内部監査室以外から選任された「内部検査人」による、内部統制の整備および運用状況の有効性を評価するテストを実施するなど、内部統制システムに関するPDCAサイクルを一元的に管理いたします。

[4] 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役・従業員が共有する当社グループ全体の目標を定め浸透を図ります。そして、事業部門担当取締役または執行役員は、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標および権限委譲を含めた効率的な達成の方法を設定いたします。また、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、当社グループにおける全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

[5] 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループに共通の「企業行動規範」に基づき、当社グループの役員・従業員一体となった遵法意識の一層の向上を推進いたします。
- ②内部監査室は、当社グループの経営管理、業務管理、業務執行の体制や規則の適切性の検証などを実施いたします。
- ③当社グループの各企業に監査役を置き、または監査役を置かないグループ企業については当社監査役および内部監査室が内部統制体制に関するチェックを実施いたします。

- ④当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき、毅然として対応いたします。その旨を当社の「企業行動規範」に定め、当社グループの役員・従業員全員に周知徹底いたします。

[6] 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき使用人については、必要に応じて内部監査室、CSR本部と経理本部が適宜対応いたします。また、監査役より求めがあるときは、監査役会との協議の上、適切に対応いたします。
- ②監査役の職務を補助する使用人および内部監査室の人事および異動について、監査役会の意見を尊重いたします。
- ③監査役の職務を補助する使用人の独立性に配慮することによって、当該使用人に対する指示の実効性確保に努めるものといたします。

[7] 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- ①取締役は次に定める事項を監査役会に報告することといたします。
 - 1)当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 2)毎月の経営状況として重要な事項
 - 3)内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - 4)重大な法令または定款違反
 - 5)その他コンプライアンス上重要な事項

7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当連結会計年度における内部統制上の主な取り組みについての運用状況の概要は以下の通りです。

[1] コンプライアンス

- ① コンプライアンスに関する他社事例等の情報を集積したデータベースを制作し、年間を通して定期的に役員・従業員へケーススタディを発信しました。
- ② 取締役、執行役員を構成員とするコンプライアンス委員会の場で、直近の他社の不祥事案の検証及び当社における注意点等を議論し、経営陣のコンプライアンス意識の向上に取り組みました。
- ③ 10月を「コンプライアンス強化月間」とし、社内報への関連記事掲載やポスター掲示等の啓発活動を行いました。

[2] リスク管理体制

- ① 自然災害等のリスク(地震・風水害・落雷・火災・新型インフルエンザ)については、BCP(Business Continuity Plan:事業継続計画)・各種マニュアルの整備、防災危機管理にかかわる教育・訓練などソフト面の整備を進めました。
- ② 災害発生時の被災状況(建物・設備、インフラ、お客様情報等)に関する情報を全社で共有するための仕組みを構築しました。役員・従業員の安否を確認するシステムによる「安否確認訓練」を定期的に変更しました。また、取引先の被災情報を早期収集できる「サプライヤー操業確認システム」を導入しました。
- ③ 情報セキュリティリスクが大きな課題となっている背景を踏まえ、関連規定を見直しました。また、全従業員を対象とした情報セキュリティ教育として、eラーニングや標的型メール訓練を実施しました。

[3] 監査役監査

- ① 監査役は、期初に策定した監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席、工場・営業拠点等の事業部門へのヒアリング、国内外の子会社監査を実施しました。
- ② 会計監査人が行う国内の内部統制システム整備状況および運用状況の評価テストへの同席や棚卸監査・海外子会社往査・工事現場往査への同行などを行い、その実効性を監査しました。
- ③ 監査の実効性を高めるため、監査役は代表取締役・社外取締役、内部監査室、会計監査人と意見交換会を開催するなど、連携を図りました。

[4] 内部監査

内部監査室は、期初に策定した監査計画に基づき、当社及び国内外のグループ会社に対する監査を実施しました。監査結果については、内部監査報告書として被監査部門にフィードバックすると共に、代表取締役、常勤監査役他関係役員に対して報告を行いました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

[1] 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者については、その者が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるか否かという観点から、検討されるべきであると考えております。

当社が企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、

- ① 中長期的視点に立った経営戦略を基に、社会的責任を全うしていくこと
- ② 中長期的な事業成長のため、財務体質の健全化を背景とした機動的・積極的な設備投資及び研究開発投資を行っていくこと
- ③ 生産現場や工事現場においては、行政機関・周辺住民等の関係当事者との信頼関係を維持していくこと
- ④ 当社グループのコア事業間の有機的なシナジーによる総合力を最大限発揮していくこと

等に重点を置いた経営の遂行が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

上記に加え、内部統制体制の強化、具体的には、グローバルに事業を展開するためのリスク管理、財務諸表の信頼性確保に対する組織的かつ継続的な取り組みが、企業存続のためにますます重要になっています。

また、当社グループは、数多くのグループ関連企業から成り立ち、事業分野も幅広い範囲に及んでいます。従って、外部者である買付者からの買付の提案を受けた際に、株主の皆様が、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企

業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われます。

こうした事情を鑑み、買付者が当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策、以下「本プラン」)に定める手続を遵守しなかった場合、または当該買付が企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合等所定の要件に該当する場合、当社は、このような買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断すべきであると考えます。

[2] 基本方針の実現のための取組みの具体的な内容の概要

- ① 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

当社は、平成11年3月期から始まる中期経営計画「21世紀初頭のダイフク」を策定以来、中期経営計画をベースとした持続的成長路線を歩むことで、世界一、二を争うマテリアルハンドリングメーカー、システムインテグレーターに成長いたしました。

現在進行中の4カ年中期経営計画「Value Innovation 2017」は、当初、平成29年3月期の連結売上高2,800億円、営業利益率7%を主な経営目標としていました。平成27年3月期の受注高が半導体工場や液晶工場向けシステムの需要拡大により3,000億円に達したことを踏まえ、平成28年3月期の売上高目標を3,300億円に、平成29年3月期を3,400億円に上方修正しました。平成28年3月期の売上高は、事業の順調な進捗により、3,300億円を超え、過去最高となりました。ま

た、利益面につきましても、過去最高の営業利益208億円、経常利益219億円、当期純利益136億円となりました。

当社は、「最適・最良のソリューションを提供し、世界に広がるお客さまと社会の発展に貢献する」「自由闊達な明るい企業風土のもと、健全で成長性豊かなグローバル経営に徹する」を経営理念としております。国内外の多様な経営資源をベストミックスさせ、シナジーを追究することを重要な経営戦略として、あらゆる業種・業界、国・地域のお客さまに、最適・最良のソリューションを提供し、社会の発展を支える役割を担ってまいります。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題と位置づけており、剰余金の配当について、株主の皆様への更なる利益還元を視野に入れ、平成17年3月期から連結当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益)をベースとする業績連動による配当政策を取り入れております。資本政策面では、平成25年に発行した新株予約権付転換社債が、企業価値の向上に伴い平成27年12月に全て権利行使され、株式転換により自己資本が一層充実いたしました。一方、ROE(自己資本純利益率)も、主に過去最高の連結当期純利益により、現中期経営計画[Value Innovation 2017]前の5.6%から11.6%に改善いたしました。なお、ROEは10%以上を維持することを当面の目標としています。

- ②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、平成27年6月26日開催の第99回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、

「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を一部改定の上、更新することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、

- a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得
- b.当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

に該当する当社株券等の買付けその他の取得もしくはこれに類似する行為またはその提案(以下「買付」)がなされる場合を適用対象とします。そして、a.またはb.に該当する買付がなされたときに、本プランに定められる手続に従い、原則として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株券等と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項等が付された新株予約権(以下「本新株予約権」)の無償割当てをすることが検討されることとなります。

a.またはb.に該当する買付を行う買付者は、買付の実行に先立ち、買付内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を記載した書面(買付者の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとします。)及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらを併せて「買付説明書」といいます。)を、当社取締役会に対して、当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

その後、買付者や当社取締役会から提出された情報・資料等が、当社経営陣から独立した者のみから

構成される特別委員会に提供され、特別委員会はこれらの評価、検討を行います。

特別委員会は、買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、または当該買付が企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合等所定の要件に該当し、本新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められた場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。なお、特別委員会は、買付内容について実質的判断が必要な場合、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付することができるものとします。

当社取締役会は、特別委員会の勧告に従い、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、特別委員会が勧告に株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合、または、当社取締役会が善管注意義務に照らし適切と判断する場合、当社取締役会は、株主総会の開催が実務上著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、当該株主総会の決議に従うものとします。

本プランの有効期間は、原則として、第99回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

[3] 基本方針の実現のための取組みに関する当社取締役会の判断及びその理由

上記[2]①に記載の平成26年3月期を初年度とする中期経営計画等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体

の方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、上記[2]②に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、下記項目のとおり、株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- 株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で更新されたものであること。
- 本プランの有効期間が3年間と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること。
- 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則をすべて充足していること。
- 経営陣からの独立性の高い特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること。
- 特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること。
- その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること。
- デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではないこと。

(注) 本プランの詳細については、平成27年5月14日付で「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」として公表しております。このニュースリリースの全文については当社ホームページ(<http://www.daifuku.com/jp/>)をご参照ください。

9. 剰余金の配当等に関する事項

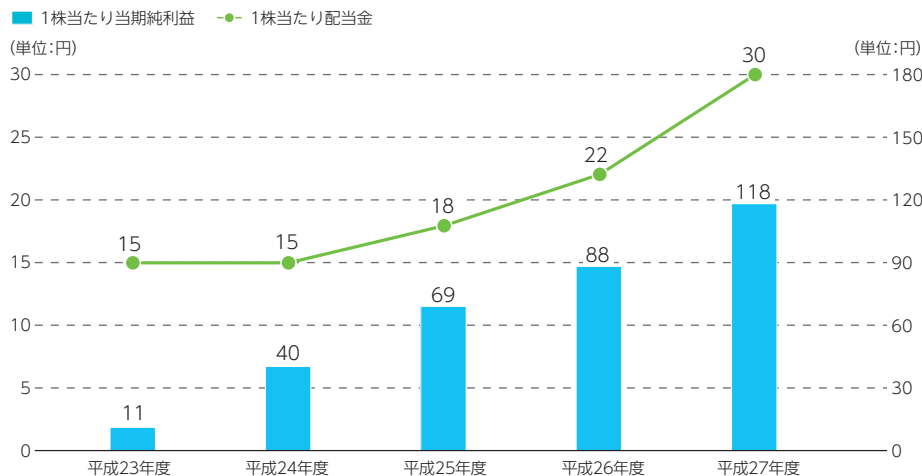
当社は、株主の皆さまに対する利益還元を最重要課題と位置づけ、剰余金の配当につきましては、株主の皆さまへのさらなる利益還元を視野に入れて、連結当期純利益をベースとする業績連動による配当政策を取り入れるとともに、残余の剰余金につきましては内部留保金として、今後の成長に向けた投資資金に充てる方針であります。

4か年中期経営計画「Value Innovation 2017」では連結配当性向30%ならびに成長投資による企業価値向上を目指しています。

当期につきましては、中間配当として1株当たり10円

を実施しており、期末配当として1株当たり20円とさせていただきますことを平成28年5月12日開催の取締役会で決議し、合計で年間配当として1株当たり30円とさせていただきますことといたしました。

なお、剰余金の配当を機動的に実施できるようにするため、「会社法第459条第1項(剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め)に定める事項については、法令に特段の定めが無い場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨」を定款に定めております。



連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第100期 (平成28年3月31日現在)	(ご参考)第99期 (平成27年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	214,324	185,041
現金及び預金	49,187	54,202
受取手形・完成工事未収入金等	103,264	76,645
未完成工事請求不足高	28,033	19,414
商品及び製品	3,629	3,561
未成工事支出金等	7,092	8,990
原材料及び貯蔵品	11,370	11,980
繰延税金資産	4,501	2,810
その他	7,390	7,574
貸倒引当金	△146	△137
固定資産	81,731	85,970
有形固定資産	32,881	34,673
建物及び構築物	13,954	14,754
機械装置及び運搬具	3,336	3,507
工具、器具及び備品	1,487	1,830
土地	11,881	12,018
その他	2,221	2,562
無形固定資産	17,072	19,045
ソフトウェア	3,152	3,100
のれん	11,181	12,905
その他	2,739	3,040
投資その他の資産	31,776	32,251
投資有価証券	19,571	21,728
長期貸付金	135	125
退職給付に係る資産	1,600	643
繰延税金資産	6,642	6,130
その他	3,952	3,752
貸倒引当金	△125	△129
資産合計	296,055	271,011

科目	第100期 (平成28年3月31日現在)	(ご参考)第99期 (平成27年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	115,031	93,853
支払手形・工事未払金等	40,696	36,568
電子記録債務	17,270	10,827
短期借入金	8,702	12,904
未払法人税等	5,919	1,210
工事損失引当金	971	505
その他	41,471	31,837
固定負債	50,907	65,636
社債	2,700	2,700
新株予約権付社債	-	15,093
長期借入金	29,501	29,849
繰延税金負債	1,048	1,580
退職給付に係る負債	14,500	12,142
負ののれん	119	179
その他	3,037	4,091
負債合計	165,938	159,490
純資産の部		
株主資本	123,669	98,469
資本金	15,016	8,024
資本剰余金	15,794	9,239
利益剰余金	94,501	83,626
自己株式	△1,642	△2,419
その他の包括利益累計額	3,383	9,327
その他有価証券評価差額金	3,206	4,639
繰延ヘッジ損益	22	△72
為替換算調整勘定	7,730	10,542
退職給付に係る調整累計額	△7,576	△5,781
非支配株主持分	3,063	3,723
純資産合計	130,116	111,521
負債・純資産合計	296,055	271,011

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第100期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	(ご参考)第99期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
売上高	336,184	267,284
売上原価	272,832	215,641
売上総利益	63,351	51,642
販売費及び一般管理費	42,472	36,759
営業利益	20,878	14,883
営業外収益	1,775	1,470
受取利息	189	169
受取配当金	363	304
為替差益	101	177
負ののれん償却額	59	59
受取地代家賃	227	173
持分法による投資利益	503	113
外国諸税金還付金	—	168
その他	329	303
営業外費用	658	570
支払利息	498	463
その他	159	107
經常利益	21,995	15,783
特別利益	542	477
固定資産売却益	168	167
投資有価証券売却益	374	300
その他	0	9
特別損失	1,888	1,049
固定資産売却損	76	36
固定資産除却損	590	138
減損損失	540	457
関係会社整理損	—	160
特別退職金	113	125
環境対策費用	528	—
その他	39	130
税金等調整前当期純利益	20,650	15,211
法人税、住民税及び事業税	8,094	3,139
法人税等調整額	△1,380	1,904
法人税等合計	6,713	5,043
当期純利益	13,936	10,168
非支配株主に帰属する当期純利益	283	357
親会社株主に帰属する当期純利益	13,652	9,810

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第100期 (平成28年3月31日現在)	(ご参考)第99期 (平成27年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	113,484	92,028
現金及び預金	18,226	27,436
受取手形	3,938	3,383
電子記録債権	4,137	1,833
完成工事未収入金	60,108	36,674
売掛金	9,615	9,006
商品及び製品	87	100
未成工事支出金等	4,369	3,236
原材料及び貯蔵品	4,935	4,547
前払費用	338	300
繰延税金資産	3,430	1,741
未収入金	3,038	2,692
短期貸付金	15	12
関係会社短期貸付金	525	289
その他	735	780
貸倒引当金	△15	△5
固定資産	77,398	78,023
有形固定資産	21,484	22,049
建物	8,231	8,412
構築物	706	733
機械及び装置	1,809	1,940
車両及び運搬具	0	0
工具、器具及び備品	563	752
土地	8,482	8,485
リース資産	1,630	1,713
建設仮勘定	58	11
無形固定資産	1,921	1,956
のれん	430	540
ソフトウェア	1,195	1,234
ソフトウェア仮勘定	233	114
その他	61	67
投資その他の資産	53,992	54,016
投資有価証券	12,227	14,031
関係会社株式	33,808	34,059
関係会社出資金	2,800	2,800
長期貸付金	272	280
長期前払費用	182	148
繰延税金資産	1,327	1,039
前払年金費用	1,539	360
敷金及び保証金	821	423
その他	1,136	1,000
貸倒引当金	△124	△127
資産合計	190,882	170,051

科目	第100期 (平成28年3月31日現在)	(ご参考)第99期 (平成27年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	54,212	37,039
支払手形	472	485
電子記録債務	17,270	10,827
買掛金	1,917	11,379
工事未払金	13,612	1,367
短期借入金	1,837	1,198
1年内返済予定の長期借入金	670	3,600
リース債務	252	347
未払金	3,653	1,272
未払費用	4,126	3,002
未払法人税等	5,013	40
未成工事受入金	3,297	2,618
前受金	429	305
工事損失引当金	830	227
その他	827	366
固定負債	32,991	48,987
社債	2,700	2,700
新株予約権付社債	-	15,093
長期借入金	26,390	26,701
リース債務	1,378	1,365
長期未払金	69	138
退職給付引当金	2,307	2,307
その他	146	679
負債合計	87,203	86,026
純資産の部		
株主資本	100,578	79,669
資本金	15,016	8,024
資本剰余金	16,694	9,239
資本準備金	8,998	2,006
その他資本剰余金	7,695	7,232
利益剰余金	70,510	64,825
利益準備金	112	112
その他利益剰余金	70,397	64,712
配当準備積立金	7,000	7,000
固定資産圧縮積立金	405	402
特別償却準備金	13	25
別途積立金	30,000	30,000
繰越利益剰余金	32,979	27,284
自己株式	△1,642	△2,419
評価・換算差額等	3,100	4,355
その他有価証券評価差額金	3,050	4,394
繰延ヘッジ損益	50	△38
純資産合計	103,678	84,025
負債・純資産合計	190,882	170,051

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第100期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	(ご参考)第99期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
売上高	172,033	136,192
売上原価	143,282	113,910
売上総利益	28,750	22,282
販売費及び一般管理費	16,183	14,633
営業利益	12,566	7,649
営業外収益	3,322	3,421
受取利息	22	12
受取配当金	2,820	2,863
受取地代家賃	205	208
その他	273	336
営業外費用	340	325
支払利息	272	263
社債利息	18	18
その他	50	43
経常利益	15,548	10,744
特別利益	186	—
固定資産売却益	163	—
投資有価証券売却益	23	—
特別損失	3,266	624
固定資産売却損	—	0
固定資産除却損	573	101
関係会社株式評価損	2,164	298
債務保証損失引当金繰入額	—	221
環境対策費用	528	—
その他	—	2
税引前当期純利益	12,468	10,120
法人税、住民税及び事業税	5,544	1,300
法人税等調整額	△1,538	1,779
法人税等合計	4,005	3,079
当期純利益	8,462	7,041

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

※「連結株主資本等変動計算書、連結注記表」および「株主資本等変動計算書、個別注記表」は、法令および定款第16条の定めに基づき、当社ホームページ(<http://www.daifuku.com/jp/ir/stock/shareholders/>)に掲載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社ダイフク
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 野 功 (印)
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 藤 正 英 (印)
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイフクの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイフク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社ダイフク
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 大野 功 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加藤 正英 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイフクの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及びその他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

株式会社ダイフク 監査役会

常勤監査役 黒坂達二郎 ㊟
 常勤監査役 木村義久 ㊟
 社外監査役 内田晴康 ㊟
 社外監査役 北本 功 ㊟
 社外監査役 鳥井弘之 ㊟

以上

コーポレートガバナンス・ガイドライン

平成28年5月12日制定

第1. 総則

1. 目的(コーポレートガバナンス・コード原則3-1(i))

ダイフクグループ(以下、当社グループという)は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出のため、コーポレートガバナンスの充実に努める。その指標として「ダイフク コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、社是や経営理念の精神に則りながら、コーポレートガバナンスの実効性を継続的に高めていく。

<社是>

日新(Hini Arata)

今日の「われ」は

昨日の「われ」にあらず

明日の「われ」は

今日の「われ」にとどまるべからず

<経営理念>

(1) 最適・最良のソリューションを提供し、世界に広がるお客さまと社会の発展に貢献する。

(2) 自由闊達な明るい企業風土のもと、健全で成長性豊かなグローバル経営に徹する。

2. コーポレートガバナンス・コード(以下、本コードという)を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針(原則3-1(ii))

・当社グループは、本コード原則の形式的な文言にかかわらず、本コードの実質的な趣旨を汲み取り、コーポレートガバナンスに取り組む。当社グループは、透明・公正かつ迅速な意思決定を通しての持続的成長と企業価値向上(攻めのガバナンス)の構築を目指すとともに、不正防止のための社内体制(守りのガバナンス)を強化する。

・当社グループは、2017年3月期に海外売上高比率70%を目指している。当社グループは、グローバル企業としてさらに発展していくためにも、本コードの精神を生かしていくことが大切だと考える。

・コーポレートガバナンスのPDCAサイクル化(計画・実行・検証・改善)を図り、実効性を継続的に高めていく。

3. 本ガイドラインの見直し

当社グループは、上記2.の過程で、本ガイドラインの見直しが必要と判断した場合、取締役会の決議により本ガイドラインを適宜改定するものとする。

4. 本ガイドラインで用いる用語

本ガイドラインは本コードの原則3-1(ii)に端を発したものであるため、本ガイドラインで用いる用語のうち下記に掲げるものは、下記の意味で統一して用いる。

(1) 経営陣および経営陣幹部

・経営陣とは、取締役および執行役員のことをいう。

・経営陣幹部とは、下記の取締役のことをいう。

a. CEO(最高経営責任者、現在は代表取締役社長)

b. COO(最高事業責任者、現在は代表取締役副社長)

c. CFO(最高財務責任者、現在は代表取締役副社長)

d. CRO(最高リスク管理責任者、現在は代表取締役副社長)

e. 取締役専務執行役員および取締役常務執行役員

- (2) (独立) 社外取締役および(独立) 社外監査役
- ・独立社外取締役とは、社外取締役のうち、当社が定める後掲独立性基準を満たし、かつ東京証券取引所に独立役員として届け出た者を指す。現時点では、社外取締役は2名とも独立社外取締役であるため、単に「社外取締役」と表記する。
 - ・独立社外監査役とは、上記社外取締役における同様の独立性基準の充足および独立役員としての届出を経た者のことをいう。以下では、特に独立社外監査役でなければならない場合を除き、「社外監査役」とのみ表記する。
- (3) 社外役員
- ・社外役員とは、社外取締役と社外監査役のことをいう。

第2. 株主との関係

1. 株主の権利・平等性の確保(基本原則1)

(1) 株主総会

- 以下の事項をはじめ、株主がその権利を適切に行使できる環境整備に努める。
- ・株主総会招集通知の早期発送に努め、発送に先立ち、開催日の3週間以上前にウェブサイト(東京証券取引所および当社ホームページ)で招集通知を開示する。(補充原則1-2-1、1-2-2)
- ・議決権電子行使プラットフォームを活用する。(補充原則1-2-4)
- ・招集通知の英語版を作成し、ウェブサイト(東京証券取引所および当社ホームページ)で開示する。(補充原則1-2-4)
- ・取締役会が経営陣幹部・監査役候補の指名を行う際は、株主総会参考書類で各候補者の指名について記載し、当社ホームページで開示する。(原則3-1(v))
- ・株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、取締役会は理由・原因を分析し、株主との対話等の実施の可否を検討する。(補充原則1-1-1)

(2) 資本政策の基本方針(原則1-3)

- ・企業価値増大の指標としてROE(自己資本純利益率)を経営目標の一つに加え、当面は主として純利益の向上により、ROE10%以上の安定維持を目指す。
- ・株主還元策は、連結配当性向30%のほか、成長投資による企業価値向上を柱とする。
- ・支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資・MBO等)については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに株主に十分な説明を行う。(原則1-6)

(3) 政策保有株式(原則1-4)

- ・政策保有目的を含む株式保有は、必要最小限度にとどめることを基本方針とする。一方、当社はこれまで製品の納入のみならず、アフターサービスなどを通じお客さまとの強固な信頼関係を構築してきており、そうした取引関係等の事情も考慮しながら政策保有の経済合理性を検証し、取締役会が保有の是非を決定する。
- ・政策保有株式の議決権行使については、保有先企業の中長期的な企業価値向上という点を重視しながら個別にCFOが判断する。特に、当該企業における企業不祥事や反社会的行為の有無に着目し、仮にこれらの事情が存在する場合には当該企業の改善姿勢を確認する。

(4) 買収防衛策(原則1-5)

当社は、2018年3月期の定時株主総会終結の時までの期間をもって、買収防衛策を導入している。上記期間の満了前であっても、必要に応じて、取締役会でその必要性・合理性について議論を行い、適正な手続きにより本買収防衛策の継続・変更の可否を検討する。

(5) 関連当事者との取引(原則1-7)

取締役と当社グループとの利益相反取引について、当該取締役は取締役会へ事前に承認を求め、事後においても取締役会へ報告する。また、取締役およびその近親者と当社グループとの取引の有無に関する調査を例年4月に行い、その結果を取締役会に報告する。さらに、主要株主と取引を行う場合には、重要な取引について取締役会に報告し、審議を経る。

2. 株主との対話(基本原則5)

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外の場においても、株主との建設的な対話を促進する。以下、本コード原則5-1の各項目に沿って当社の具体的な対応を記す。

a. 株主との対話体制

株主との対話の統括責任者は、CFOとする。

b. 対話を補助する社内体制

対話を補助し、IR(インベスター・リレーションズ)およびSR(シェアホルダー・リレーションズ)の実務全般を担当する部署はIR室とし、経営企画・財務・経理・法務等を担当する部門と適宜連携する。

c. 個別面談以外の対話の手段

- ・適時開示などの法定の情報提供:適時開示は、CFOを委員長とする開示委員会を中心に、遺漏なきを期す。
- ・ホームページ、アニュアルレポートなどを通じた任意の情報提供:ホームページは動的要素を取り入れ、理解しやすくする。アニュアルレポートには、社外取締役の所感を掲載する。
- ・国内外機関投資家・株主へのIR活動:年4回の四半期決算発表ごとに、決算説明会を開催する。また、経営陣幹部が海外IRを含む各種ミーティングを通して直接、株主・投資家の声を聞く機会をできるだけ多く設ける。
- ・国内個人投資家・株主へのIR活動:個人株主を対象とした当社総合展示場(滋賀事業所内)の見学会を開催し、経営陣幹部が事業概況等を説明する。また、個人投資家を対象としたIRフェア出展、証券会社支店での説明会も実施する。
- ・株主総会:CEOを中心に経営陣が質問に対し極力丁寧な説明に努める。
- ・会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした経営陣幹部との面談:面談目的や重要性、面談を希望される方の属性等を考慮のうえ、柔軟に対応する。
- ・当社コーポレートガバナンス、IR活動に関するヒアリング:投資家へのヒアリング調査(パーセプション・スタディ)を行う。
- ・国内外の株主判明調査:上記施策のベースとして、国内・海外ともに専門機関に株主判明調査を委託して、効率的で有意義な対話に努める。

d. フィードバック方策

上記諸活動に関する報告は、CFOが適宜取締役会で行い、取締役会の他律的な気づきの場として活用する。

第3. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

1. 中長期的な経営理念の策定(原則2-1)

- ・その時々社会・経済情勢や事業環境を考慮しながら、3~4年の中期経営計画を策定する。現中期経営計画では、「世界に広がるお客さまと社会の発展に貢献」「自由闊達な明るい企業風土」を経営理念としており、マテリアルハンドリングの総合メーカーとして培った実績と経験を活かし、お客さまに最適なソリューションを提供する「バリューイノベーション企業」への進化を目指している。
- ・これらの経営理念や中期経営計画は、もとより当社単独で実現できるものではない。当社グループは、従業員、顧客、取引先、債

権者、地域社会などステークホルダーとの適切な協働を一層推進することで、経営理念や中期経営計画の達成を図っていく。

2. 行動準則の策定・実践(原則2-2)

企業行動規範をベースに、ステークホルダーの権利・立場・健全な企業倫理を尊重する企業姿勢の浸透に努める。この規範は、当社グループのすべての役員および従業員が、マテリアルハンドリングシステム業界のリーディングカンパニーとしての使命と役割を自覚し、広く社会に貢献するために遵守すべき基本的事項を定めている。携行しやすい手帳サイズの小冊子にして実践を促している。

3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題(原則2-3)

- ・当社グループは、CSRマネジメントの中長期的指針「ダイフクのCSR」と具体的施策「CSRアクションプラン」を自主的に策定している。
- ・他律的な取り組みとしては、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りである「国連グローバル・コンパクト」(UNGC)に署名している。また、CSR活動の国際的なガイドライン「GRI(Global Reporting Initiative)G4」に則った開示をウェブサイト上で進展させていく。
- ・CSR活動では特に、安全文化の確立に注力する。製品面はもちろん、製造・工事現場における労働環境整備や安全意識醸成を最優先で進める。
- ・環境に配慮した製品やアフターサービスを拡充する。

4. 多様性の確保(原則2-4)

仕事と育児の両立支援など、女性の活躍推進の施策を拡充する。また、海外現地法人スタッフの育成、国内での研修強化により、国籍を問わない人材登用に努める。

第4. 適切な情報開示・透明性確保(基本原則3)

当社グループは、法令に基づく開示を適切に行うことはもちろん、法令に基づく開示以外の情報提供にも積極的に取り組み、公正かつ透明性の高い経営の実現を目指す。

- ・開示委員会は、決算情報・決定事実・発生事実の3つの場合に依りて適時開示を行う。災害などの発生時には、リスクマネジメント関連部門と連携する。(別添1)
- ・適切な情報開示・透明性確保のため、ディスクロージャー・ポリシー(別添2)を定める。

(注)別添1、2につきましては当社ウェブサイトをご参照ください。(http://www.daifuku.com/jp/ir/policy/governance/guideline/)

第5. コーポレートガバナンスの体制

1. 機関設計の概要

- ・当社は、機関設計として「監査役会設置会社」を選択する。
- ・取締役会の機能を補完するために、経営陣候補者の指名・選任や報酬などに関して審議する「諮問委員会」を設置する。
- ・業務執行上の意思決定の迅速性と取締役会の監督機能を強化するため、「執行役員制度」を採用する。また、執行役員制度の採用に伴い「役員会」を開催することとし、取締役全員、執行役員全員、および常勤監査役出席のもとに、業務執行の内容につき審議する。
- ・経営の重要テーマについて協議するべく、「経営会議」を開催する。経営会議は、取締役および常勤監査役が出席し、必要に応

じ外部専門家にも意見を求めながら議案の検討を行う。

・社外役員の一層有効な活用を図るために、社外役員、代表取締役、および常勤監査役との会合を定期的を実施する。

2. 取締役会

(1) 役割・責務(原則4-1、4-11)

- ・取締役会は、当社の経営理念等を確立し戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務とし、具体的な経営方針、経営計画等につき建設的な議論を行う。
- ・取締役会は、経営方針・経営計画やコーポレートガバナンス体制の決定等、取締役会規定に定めている重要事項以外は経営陣へ委任する。
- ・取締役会は、経営環境や当社グループにおける経営方針・経営計画等の変遷に配慮しながら、取締役会全体の多様性および規模につき継続的に検討していく。

(2) 経営陣の報酬(原則3-1(iii)、補充原則4-2-1)

- ・経営陣の報酬は会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系とする。
- ・中長期に亘る企業価値向上に向けたインセンティブ付けの観点から、中長期業績連動報酬としての株式給付信託制度を、2016年6月に開催予定の定時株主総会における承認を条件に導入する。また、株式給付信託制度の導入に際しては、中長期業績連動報酬の割合を相当程度確保しインセンティブの実効性を高める。

(3) 構成等

a. 独立社外取締役(原則4-7、4-9)

法務・財務会計などの専門的かつ高度な知見を有する人材、企業経営に豊富な経験を有する人材を招聘し、以下の事項を中心につき職責を果たす。なお、独立性判断基準の内容は別添3に定める通りとする。(本招集ご通知の16ページをご参照ください。)

- ・コーポレートガバナンス全般の強化
- ・経営方針や経営改善に関する、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言
- ・少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる取組み

b. 諮問委員会(補充原則4-10-1)

- ・経営陣の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の諮問委員会を設置する。本委員会は代表取締役および社外取締役で構成され、年3回以上開催する。
- ・委員会の独立性・客観性を担保するべく、本委員会の議長は社外取締役が務める。

c. 取締役会全体の実効性評価(補充原則4-11-3)

- ・全ての取締役・監査役を対象に、取締役会の実効性に関するアンケートを行う。
- ・アンケート結果は社外取締役が評価し、取締役会で報告する。取締役会では、報告を受けて課題の抽出・解決のための意見交換等を行い、その結果の概要を開示する。

(4) 内部統制(補充原則4-3-2)

専任スタッフからなる内部監査室は、業務執行ラインから独立して関係法令・社内諸規定の遵守、リスク管理の実施、業務運営の効率性確保、財務報告の信頼性確保等の多角的な観点から内部統制システムの整備・運用状況を検証・評価し、改善を促していく。

(5) 会議運営 (補充原則4-12-1)

- ・審議の更なる活性化の観点から、取締役会の資料が会日に十分先立った時期に各取締役・監査役(特に社外役員)に配布されるよう、実効的な体制整備を行う。
- ・期初に年間の開催スケジュールを決定する。また、審議項目数等についても、取締役会への付議基準の明確化と併せ検討していく。

3. 監査役会の役割・責務

- ・監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任ならびに不再任に関する株主総会に提出する議案の決定などについて、「監査役会規定」「監査役監査基準」「内部統制システムに係る監査の実施基準」を定め、その職責を果たす。
- ・監査役および監査役会は、社外取締役、内部監査室および会計監査人との連携を強め、実効性ある監査・監督の実現に努める。

4. 取締役・監査役

(1) 指名 (補充原則3-1 (iv))

a. 取締役

株主から経営を付託される者として、人格・見識を考慮し、その職責と責任を全うできる適任者を諮問委員会からの答申に基づき、取締役会が取締役候補者として指名する。

b. 監査役

監査役候補者についても、上記の取締役候補者に準じ、監査役会の同意を得た上で指名する。また、監査役には財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任する。

(2) 兼任状況 (補充原則4-11-2)

取締役・監査役が他の上場企業等の役員を兼任する場合、その重要なものについては株主総会参考書類およびコーポレートガバナンス報告書に記載する。

(3) 支援体制 (補充原則4-13-1)

取締役・監査役の職務の支援については、必要に応じて経営企画本部、CSR本部、経理本部、安全衛生管理本部および内部監査室が適宜対応する。

(4) トレーニング方針 (補充原則4-14-2)

取締役・監査役のトレーニングとして下記諸活動を行っており、今後もこれらを継続・強化していく。

a. 取締役会などの日程に合わせた下記レクチャーの実施

- ・社外弁護士によるコンプライアンス講義

- ・社外役員による、専門的見地を生かした財務・法務などに関するレクチャー

b. 社外役員向けの当社事業の説明や主要施設の見学会

c. 海外現地法人の社長が一堂に会する会議等、重要な社内会議への出席

d. 新任役員に対する財務・法務などの知識習得のための研修の実施

e. 役割・職務を果たすことに資する書籍等の配本

f. 社外の研修会・セミナー等への参加

株主総会会場ご案内図

[場 所]

〒555-0012 大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号 TEL(06)6472-1261



●送迎バスのご案内

当日は、「塚本駅 東口 ロータリー」(改札口を出て左方向)より、送迎バスを運行いたしますのでご利用ください。塚本駅にて弊社係員が待機しております。運行時間：午前9時から順次出発。塚本駅午前9時40分発が最終となります。(ご注意)「御幣島駅」からの送迎バスの運行はございません。

[最寄りの駅について]

○JR東西線「御幣島駅」徒歩10分 ○JR神戸線「塚本駅」(上記送迎バスのご案内ご参照)

www.daifuku.com/jp/

DAIFUKU
Always an Edge Ahead

